提　言　書

平成２７年９月

長崎県市長会

長崎県内１３市の市政推進につきましては、かねてより格別のご高配とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

県内全市においては、行財政改革に懸命に取り組みながら、複雑多様化する住民のニーズに的確に応え、個性豊かで活力に満ちたまちづくりの推進に努めているところでございます。

しかしながら、地方自治体を取り巻く行財政環境は年々厳しさの度を増してきております。

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、国と地方が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、国においても地方創生の推進に向けた動きがこれから大きく前進することを期待しております。

つきましては、復興・防災対策、日本経済の再生、災害に強く活力ある国土･地域づくりの推進等の諸課題もあり、大変厳しい行財政運営の状況下ではございますが、住民に身近な行政を担う基礎自治体の事情を十分にご賢察いただき、政府予算の編成等にあたりましては、次の事項について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成２７年９月

長崎県市長会会長

長崎市長　田　上　富　久

長　崎　県　市　長　会

長崎市長	田　上　富　久
佐世保市長	朝　長　則　男
島原市長	古　川　隆三郎
諫早市長	宮　本　明　雄
大村市長	松　本　　崇
平戸市長	黒　田　成　彦
松浦市長	友　広　郁　洋
対馬市長	財　部　能　成
壱岐市長	白　川　博　一
五島市長	野　口　市太郎
西海市長	田　中　隆　一
雲仙市長	金　澤　秀三郎
南島原市長	松　本　政　博

第117回長崎県市長会提言事項提出先一覧表

提言事項		提出先	内閣総理大臣	内閣官房長官	内閣府特命担当大臣	総務大臣	法務大臣	外務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	環境大臣
1	都市財政の拡充強化に関する提言について														
	1	都市財政の充実強化について	○	○		○			○	○				○	
	2	地方創生の実現に向けた財政支援措置の充実について	○	○	○				○						
	3	条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について	○	○		○			○						
	4	地方消費者行政の抜本的拡充への支援等について	○	○	○	○			○						
	5	消防・救急無線のデジタル化移行事業に対する財政措置等について	○	○		○			○						
	6	国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について	○	○		○			○						
	7	浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について	○	○		○			○						○
	8	公共下水道への財政措置の拡大について	○	○		○			○					○	
	9	廃棄物処理対策の強化について	○	○		○			○				○		○
	10	海岸漂着物対策の財政支援措置について	○	○		○		○	○						○
	11	治水事業に対する財政措置等について	○	○		○			○					○	
	12	地方バス路線維持対策について	○	○		○			○					○	
	13	水道事業に対する財政措置の強化について	○	○		○			○		○				
	14	急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について	○	○		○			○					○	
	15	国境離島新法の早期制定及び財源確保について	○	○		○			○					○	
	16	離島航路事業補助における財政支援の拡充について	○	○		○			○					○	
	17	離島地域における燃油コスト等の格差是正について	○	○		○			○					○	
	18	半島航路の維持・確保について	○	○		○			○					○	
	19	公共工事等のインフレスライド条項及び特例措置適用時における国庫補助申請の配慮について	○	○		○			○	○				○	
	20	実態に即した選挙に係る交付金の交付について	○	○		○			○						
	21	社会保障・税番号制度の円滑な運用に向けた支援等について	○	○		○			○		○				
	22	世界遺産に係る財政支援措置について	○	○		○			○	○					
	23	耐震対策緊急促進事業等の事業期間延長について	○	○		○			○					○	
	24	市街地再開発事業に対する財政支援措置について	○	○		○			○					○	
2	合併市町村への支援策の充実に関する提言について														
	1	合併特例債の充当範囲の拡充について	○	○		○			○						
	2	合併算定替に替わる新たな財政支援措置について	○	○		○			○						
3	国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言について														
	1	医療保険制度改革について	○	○		○			○		○				
	2	当面の措置及び制度運営について	○	○		○			○		○				
	3	特定健康診査・特定保健指導について	○	○		○			○		○				

第117回長崎県市長会提言事項提出先一覧表

提言事項		提出先	内閣総理大臣	内閣官房長官	内閣府特命担当大臣	総務大臣	法務大臣	外務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	環境大臣
4	地域医療保健の充実強化に関する提言について														
	1	地域医療における医師確保対策等について	○	○		○			○	○	○				
	2	特定不妊治療について	○	○		○			○		○				
	3	フッ化物洗口に対する新たな制度創設について	○	○		○			○		○				
5	福祉施策の充実強化に関する提言について														
	1	保健福祉施策等の充実強化について	○	○		○			○	○	○				
	2	障害者福祉施策の充実強化について	○	○		○			○		○				
	3	「子ども・子育て支援新制度」施行に係る確実な財源確保について	○	○	○	○			○		○				
6	介護保険制度に関する提言について														
	1	第１号被保険者の保険料について	○	○		○			○		○				
	2	グループホーム等小規模な事業所の防災体制の拡充について	○	○		○			○		○				
7	生活環境の保全・整備等の充実に関する提言について														
	1	大気汚染の防止対策について	○	○		○			○						○
	2	九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙岳の火山監視・観測・研究体制の充実強化について	○	○		○			○	○					
8	九州新幹線等の整備促進に関する提言について														
	1	九州新幹線西九州ルートの着実な整備について	○	○		○			○					○	
	2	県下幹線鉄道の整備改善について	○	○		○			○					○	
	3	JR長崎本線連続立体交差事業の促進について	○	○		○			○					○	
	4	地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について	○	○		○			○					○	
9	高速道路網等の整備促進に関する提言について														
	1	道路整備の安定的財源確保について	○	○		○			○					○	
	2	道路網の整備について	○	○		○			○					○	
	3	道路環境の維持管理について	○	○		○			○					○	
	4	港湾の整備促進について	○	○		○			○					○	
	5	所有者の所在の把握が難しい土地への対応について	○	○		○	○		○			○		○	
10	農林水産業の振興に関する提言について														
	1	農業の振興対策について	○	○		○			○			○			
	2	ＴＰＰ参加への慎重な対応について	○	○		○			○			○			
	3	水産業の振興対策について	○	○		○			○			○			
11	地域経済の活性化に関する提言について														
	1	企業立地促進のための支援措置について	○	○		○			○				○		
	2	九州地方整備局雲仙復興事務所による雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊影響に関する技術的検討の実施と同事務所の存続について	○	○		○			○					○	

国への提言事項目次

第１　都市財政の拡充強化に関する提言について ----------Ｐ 1
　１　都市財政の充実強化について ----------Ｐ 1
　２　地方創生の実現に向けた財政支援措置の充実について ----------Ｐ 4
　３　条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について ----------Ｐ 4
　４　地方消費者行政の抜本的拡充への支援等について----------Ｐ 4
　５　消防・救急無線のデジタル化移行事業に対する財政措置等について --------Ｐ 4
　６　国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について ----------Ｐ 5
　７　浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について ----------Ｐ 6
　８　公共下水道への財政措置の拡大について ----------Ｐ 6
　９　廃棄物処理対策の強化について ----------Ｐ 6
　10　海岸漂着物対策の財政支援措置について ----------Ｐ 8
　11　治水事業に対する財政措置等について ----------Ｐ 8
　12　地方バス路線維持対策について----------Ｐ 8
　13　水道事業に対する財政措置の強化について ----------Ｐ 9
　14　急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について ----------Ｐ 9
　15　国境離島新法の早期制定及び財源確保について ----------Ｐ 9
　16　離島航路事業補助における財政支援の拡充について ----------Ｐ10
　17　離島地域における燃油コスト等の格差是正について----------Ｐ10
　18　半島航路の維持・確保について----------Ｐ10
　19　公共工事等のインフレスライド条項及び特例措置適用時における
　　国庫補助申請の配慮について ----------Ｐ11
　20　実態に即した選挙に係る交付金の交付について ----------Ｐ11
　21　社会保障・税番号制度の円滑な運用に向けた支援等について ----------Ｐ11
　22　世界遺産に係る財政支援措置について ----------Ｐ12
　23　耐震対策緊急促進事業等の事業期間延長について ----------Ｐ12
　24　市街地再開発事業に対する財政支援措置について ----------Ｐ12
第２　合併市町村への支援策の充実に関する提言について ----------Ｐ36
　１　合併特例債の充当範囲の拡充について ----------Ｐ36
　２　合併算定替に替わる新たな財政支援措置について ----------Ｐ36
第３　国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言について ----------Ｐ42
　１　医療保険制度改革について ----------Ｐ42
　２　当面の措置及び制度運営について ----------Ｐ42
　３　特定健康診査・特定保健指導について ----------Ｐ43
第４　地域医療保健の充実強化に関する提言について ----------Ｐ45
　１　地域医療における医師確保対策等について ----------Ｐ45
　２　特定不妊治療について ----------Ｐ46
　３　フッ化物洗口に対する新たな制度創設について ----------Ｐ46

第５　福祉施策の充実強化に関する提言について ----------Ｐ49
１　保健福祉施策等の充実強化について ----------Ｐ49
２　障害者福祉施策の充実強化について ----------Ｐ50
３　「子ども・子育て支援新制度」施行に係る確実な財源確保について --------Ｐ50
第６　介護保険制度に関する提言について ----------Ｐ52
１　第１号被保険者の保険料について ----------Ｐ52
２　グループホーム等小規模な事業所の防災体制の拡充について ----------Ｐ52
第７　生活環境の保全・整備等の充実に関する提言について ----------Ｐ54
１　大気汚染の防止対策について ----------Ｐ54
２　九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙岳の
火山監視・観測・研究体制の充実強化について----------Ｐ54
第８　九州新幹線等の整備促進に関する提言について ----------Ｐ61
１　九州新幹線西九州ルートの着実な整備について ----------Ｐ61
２　県下幹線鉄道の整備改善について ----------Ｐ61
３　ＪＲ長崎本線連続立体交差事業の促進について ----------Ｐ62
４　地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について ----------Ｐ62
第９　高速道路網等の整備促進に関する提言について ----------Ｐ64
１　道路整備の安定的財源確保について ----------Ｐ64
２　道路網の整備について ----------Ｐ64
３　道路環境の維持管理について ----------Ｐ66
４　港湾の整備促進について ----------Ｐ66
５　所有者の所在の把握が難しい土地への対応について ----------Ｐ66
第10　農林水産業の振興に関する提言について ----------Ｐ75
１　農業の振興対策について ----------Ｐ75
２　ＴＰＰ参加への慎重な対応について----------Ｐ76
３　水産業の振興対策について ----------Ｐ76
第11　地域経済の活性化に関する提言について ----------Ｐ80
１　企業立地促進のための支援措置について ----------Ｐ80
２　九州地方整備局雲仙復興事務所による雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊
影響に関する技術的検討の実施と同事務所の存続について----------Ｐ80

（第１）都市財政の拡充強化に関する提言について

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

１.都市財政の充実強化について

（１）地方税の充実強化による地方分権の推進について

① 地方分権を推進するため、国と地方の税源配分を国と地方の役割分担に見合った形で見直すことにより、地方税中心の歳入構造を確立すること。

② 税源の偏在が小さく安定性を備えた地方税体系を構築するため、地方消費税の充実・強化を確実に実行し、消費税・地方消費税率１０％引き上げの延期が社会保障の充実に影響を与えないよう国の責任において、必要な財源を確保すること。

また、地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の創設及び法人住民税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うこと。

さらに、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成２７年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、国において補填すること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その現行制度を堅持すること

（資料 1-1 参照）

④ 固定資産税は、市町村税収の太宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続き、その安定的確保を図ること。とりわけ、償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点からの見直しは、制度の根幹を揺るがすこととなることから、断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

（資料 1-1 参照）

⑤　平成１９年度からの税源移譲においては、普通交付税の基準財政収入額の算定にあたり、当面の措置として税源移譲に伴う影響額を１００％算入することとなっているが、制度開始から５年以上が経過していることから、本来の地方税としての取り扱いである７５％算入を行うこと。

さらには、税源移譲相当額の積算にあたっては、平成１１年度の最高税率の引き下げ等の税制改正の影響分を控除するなど、地方の負担を軽減する措置を講じること。

（２）地方交付税の総額確保について

①　地方交付税総額の算出基礎となる地方財政計画について、平成２７年度から、まち・ひと・しごと創生事業費のなどが創設される一方、「歳出特別枠」が減額されるなどの見直しが行われているが、地方交付税の見直しにあたっては、地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させるとともに、地方税収や経済動向を踏まえた上で、必要な交付税総額を確保すること。

②　地方交付税率について、平成２７年度には酒税の率を引き上げ、たばこ税を除外するなどの見直しが行われているが、地方の必要な施策を行うために要する財政需要を的確に措置し、地方交付税の所要額を充実確保するとともに、地方交付税の算定にあたっては多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとすること。

③　国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化するとともに地方の財政需要に見合う総額の安定的確保を図ること。また、地方交付税の振替として発行している臨時財政対策債は、平成２７年度は大幅に抑制されているが、負担の地方への転嫁や後年度への先送りにつながっているため、恒常的に生じている地方財源不足額への対応については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の見直しなどにより、その解消を図ること。

④　行財政改革等により実施される公営施設の民間移譲に対しては、病院事業における病床削減時の既存交付税措置の５年間継続の取扱いに準じ、民間移譲後一定期間における普通交付税措置の延長について特例的に認めること。

（３）国庫補助負担金の見直し等について

① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、平成２７年度は社会資本整備総合交付金等の国庫補助金の内示率が極端に低い事業もあったことから、地域に必要な道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。

② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。

③ 東日本大震災被災地の復旧、復興については、財政措置を含め十分な対策を講じるとともに、被災地以外の各自治体に対する国庫補助負担金の配分についても、必要な公共事業の執行に支障が生じないよう留意すること。

④ 障害福祉のうち地域生活支援事業などについては、超過負担が生じていることから、地方自治体の財政運営に支障をきたしており、これらの国庫補助負担金の超過負担をすみやかに解消すること。

また、現在進められている幼児教育の無償化については、国が責任を持って財源を確保すること。

⑤ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

（４）施設整備事業に対する財政措置等について

義務教育施設等、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設の整備事業については、今後、施設の維持管理費や更新費用の増加による財政負担が見込まれることから、各自治体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、平準的な財政運営が可能となるよう、国庫補助制度の創設又は地方債と地方交付税措置の組合せなどによる財政支援措置を講じること。

特に義務教育施設については、各自治体が計画する全ての事業が実施できるよう、必要な財源及び国庫負担等の事業量を確実に確保すること。

また、施設の廃止、統合などの再編を進めるためあらゆる整備基準の緩和、見直しを行うこと。

（５）地方債制度の改善について

公的資金補償金免除繰上償還制度については、平成２４年度までが実施期間となっていたが、未だ高利率の起債が残っていることから、再度制度を設

けるとともに補償金免除範囲の拡大などの適用要件の緩和を図ること。

また、公営企業借換債についても、対象事業の拡大及び条件の緩和を図ること。

２．地方創生の実現に向けた財政支援措置の充実について

国の地方創生に関する地方への財政支援については、平成２６年度補正予算に「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」として措置されたところであるが、新型交付金の創設においては、地方自治体が地域性を考慮した自主性・主体性をもった自由な取組みが行えるような制度設計とすること。

さらに、少子化対策などの人口減少対策については、中長期観点からの総合的な取組みが必要であることから、国の支援措置についても単年度ではなく継続的な支援を講じること。

また、地方がこの地方創生の取組みを推進していく上で、ソフト・ハード両面からの国の支援は必要不可欠である。

地方においては、国の財政支援を活用しながら、地域資源を最大限に活かしたまちづくりを進めており、その推進に向けて支障をきたさないよう所要の財源の確保と充実に努めること。

３．条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について

すべての世帯で超高速ブロードバンドサービスが利用可能となるよう、条件不利地域における超高速ブロードバンド整備について、従来の補助制度に加え、民間通信業者による基盤整備を促進する財政及び技術的な支援措置並びに維持管理に対する支援措置を講じること。

４．地方消費者行政の抜本的拡充への支援等について

（１）消費生活センター設置の法制度化及び地方財政支援措置について

消費者の苦情相談が市町村の消費生活相談窓口で迅速で適切に解決されるために、「消費者安全法」において市町村の消費生活センター設置義務を法制度化するとともに、体制・人員・予算についても抜本的に拡充強化できるよう、恒久的かつ直接充当できる地方財政支援措置を講じること。

特に、地方においては、消費生活相談員３資格（消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタント）保有者が少なく、消費生活相談員の確保が困難な状況が見られ始めていることから、国による早急な対策を講じること。 **（資料 1-2 参照）**

（２）全国消費生活情報ネットワーク・システムの改善について

消費者被害情報の集約のため活用されるＰＩＯ－ＮＥＴ（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）については、消費生活相談員が行うデータ入力作業に時間を要し、即時に情報の反映がされないことからシステムの有益性を低下させており、苦情相談情報のより迅速な共有を行うことにより、消費者被害の拡大を防止することが急務であると考える。

現在システムの見直しが行われているところではあるが、今後ともシステムの登録時間の短縮や、操作性を向上させるなど、複雑・多岐に渡る相談に対応する消費生活相談員の負担軽減を図るとともに、迅速な入力のための事務処理に必要な人件費等の財源措置を含めた改善を図ること。

５．消防・救急無線のデジタル化移行事業に対する財政措置等について

（１）デジタル化移行後の運用管理経費に係る財政措置について

デジタル無線化後の運用管理に係る経費等については、アナログの同経費と比較すると非常に高額になる傾向があることから、交付金や補助金など、明確な財政措置を講じること。

６．国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について

（１）地方自治体負担経費の財政措置について

地方自治体が実施する国民保護のための措置に係る費用については、原則として国の負担とされているが、地方自治体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、有事に備えて、資機材の整備や、国、都道府県、市町村、関係機関が連携した訓練を継続するとともに、自治体独自の訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

（２）ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃に対する対応策の整備について

ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すとともに、資機材や特殊な薬品等の適切な備蓄、調達体制を早急に整備すること。

７．浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について

浄化槽設置整備事業について、現行の補助基準額が実態に見合っていないため、補助基準額の拡大及び拡充を図ること。また、浄化槽の適正な維持管理を促進するため、維持管理費に対する財政措置を含め、支援措置を充実すること。

（資料 1-3 参照）

８．公共下水道への財政措置の拡大について

（１）公共下水道事業への財源確保について

下水道事業の計画的な普及拡大・整備促進を図るとともに、老朽化する下水道施設の耐震化や改築・更新等を促進し、事業運営に支障が生じないよう、必要な財政措置を講じること。

（２）下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金の効果促進事業では、加入促進事業等への充当が可能とされているが、普及率が低い自治体においては施設整備を優先する必要があり、また普及が進んだ自治体においても、施設の耐震化や改築・更新が必要となるため、加入促進に対する財源を確保することが困難であることから、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じること。

（資料 1-4 参照）

９．廃棄物処理対策の強化について

（１）廃棄物処理施設等について

① 地域性並びに各公共団体の財政状況等を考慮しながら、住民が真に安全性・必要性を理解できる廃棄物処理施設に係る方針を明確にすること。

② 一般廃棄物処理施設の解体撤去工事費については、解体のみの場合も交付金の対象とすること。また、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の対象とすること。

③ リサイクル施設の増設・改造に対する財政措置の充実を図ること。

④ 一般廃棄物処理施設の整備に係る循環型社会形成推進交付金については、交付金の不足が生じると厳しい財政に多大な影響を与え、施設整備の遅滞

等により適正な廃棄物処理が行えない事態に陥ることさえ懸念されることから、地方公共団体の健全な財政運営及び適正な廃棄物処理事業の執行のため、予算確保及び制度の安定化を図ること。

（２）容器包装リサイクル法について

① 拡大生産者責任に基づいて、市町村と特定事業者との費用負担及び役割分担を見直すことにより、容器包装廃棄物に係る回収から再商品化における費用の事業者負担を義務付けること。また、その義務付けが実現するまでの間、自治体において負担している分別収集事務事業に要する人件費、車両、処理負担金等の経費に対する財政支援措置を講じること。

② 容器包装廃棄物発生抑制の一環として、使い捨て容器の製造・販売を規制する法令整備及び再利用可能な容器、いわゆるリターナブル容器の使用・回収が確実に行われるデポジット制度の法制化を早期に実施すること。

（３）家電リサイクル法について

① 特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品の販売価格について、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める制度とすることとし、その制度が確立されるまでの間、収集運搬料については、全国基準額を定め、離島地区の負担増等に対しては助成措置を講じること。

② 法令で定める家電４品目のうち、テレビ受信機に液晶式及びプラズマ式テレビ並びに衣類乾燥機が加えられたが、電子レンジ等の大型・重量家電品についても対象品目とすること。

③ 指定引取場所の設置に際しては、離島地区を含め、すべての市町村に設置するなど適正な配置を行うこと。

④ 不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底を図るとともに、不法投棄が生じた場合の費用については、全額製造業者等の負担となるような制度とすること。

（４）小型家電リサイクル法について

① 小型家電リサイクル制度導入に伴って自治体に新たな財政負担が生じるときは、国において財源を確保し、その全額を負担すること。

② 小型家電リサイクル制度を円滑に実施するため、市民や自治体に混乱を生じさせることのないよう、国の責任と負担において必要な対策を講じること。

10. 海岸漂着物対策の財政支援措置について

（１）財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第２９条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率１０分の１０の全額国費により賄われていたが、今般の「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率１０分の１０に戻し、全額国費による対応とすること。

（２）支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じること。

（資料 1-5 参照）

11. 治水事業に対する財政措置等について

（１）河川の定期的な除草及び浚渫について

国が管理する河川及び県が管理する河川内の堆積物や草木による通水阻害に対する住民の不安意識は高く、また、河川内の草木に寄生する害虫の発生など生活環境への悪影響などが懸念されていることから、治水事業の一環として河川の定期的な除草や浚渫を行うこと。

（２）治水事業に係る財政支援について

自治体が管理する河川の浚渫事業については、国の補助事業や起債事業の制度がなく、自治体の自主財源のみで実施しているが、財政基盤が脆弱なため、目的達成には程遠い現状であることから、河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充を図ること。

（資料 1-6 参照）

12. 地方バス路線維持対策について

平成２３年度から「地域公共交通確保維持改善事業」を創設し、支援の充実が図られているが、地域間幹線系統路線及び地域内フィーダー系統路線の補助要件緩和等、市町村が実施する施策に対する財政措置の充実・強化を図ること。

また、地域内フィーダー系統確保維持改善事業の市区町村毎の国庫補助上限額の撤廃等補助要件の緩和を図ること。 **（資料 1-7 参照）**

13. 水道事業に対する財政措置の強化について

（１）再構築事業及び耐震化事業について

平成の大合併により管轄する地域や管理施設が急激に増えている一方で、昨今の人口減少や老朽化した施設の維持及び更新、整理統合さらには地震に備えた水道管路の耐震化も喫緊の課題となっているが、それら施設の更新については多額の費用を要し、財源不足等の理由から進んでいないのが現状であることから、浄水施設・送水施設等を始め、水道基幹施設の再構築事業に対しては、地理的条件などの経営環境に配慮した国庫補助制度を創設するとともに、耐震化事業に対する補助採択基準のさらなる緩和及び財政措置を行うこと。

（２）簡易水道統合事業計画の期限について

水は市民生活に必要不可欠なライフラインであるが、現在においても地域の実情等により、料金や整備状況等の格差が生じている状況である。

このような状況の中、簡易水道統合事業計画の期限については、平成２８年度までとされているところであるが、過疎化による人口減少に伴う給水収益の減少等、地方財政は依然として厳しく、各施設の老朽化、水源不足、水質悪化等、多数の問題を抱えたまま簡易水道統合事業を実施するためには、膨大な事業費も必要となることから、平成２８年度までの短期間で統合を実施することは、極めて困難な状況であるため、統合期限について、延長又は撤廃すること。

（資料 1-8 参照）

14. 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効率的に事業を進めることとしているが、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、所要の財源の確保と事業採択要件の緩和について、格別の配慮がなされることを要請する。

（資料 1-9 参照）

15. 国境離島新法の早期制定及び財源確保について

国境離島が果たしている我が国の領海や排他的経済水域の保全、海洋資源の利活用等の国家的役割は、今日ますますその重要性を増している状況であり、有人国境離島地域に継続的に人が居住し経済活動を行うことが、国家的役割を適切かつ安定的に果たし、国益に大きく貢献するものである。

現在、有人国境離島地域のうち地域社会の維持を図ることが特に必要な島について、特別措置を講じることを盛り込んだ国境離島新法が検討されているが、将来にわたって我が国の領域を適切に保全していくため、新法を早期に制定するとともに、特別措置を推進するための所要の財源を確保すること。

（資料 1-10 参照）

16. 離島航路事業補助における財政支援の拡充について

（１）補助制度の柔軟な対応について

平成２３年度より実施された地域公共交通確保維持改善事業の中に、離島航路に対する支援も盛り込まれているが、あらかじめ計画に計上されていない船舶の老朽化等に伴う想定外の経費についても補助の対象とする等、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うこと。また、今後も更に離島航路補助への十分な財源を確保するとともに、競合航路への支援対象の拡大、ジェットフォイルや海上タクシーなどの離島航路補助制度への適用化等見直しを行うこと。併せて、離島住民に対して旅客運賃の割引を行う場合は、ＪＲ等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図ること。

（２）貨物輸送運賃の低廉化について

旅客運賃については低廉化制度が設けられたが、本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化を図る施策を検討するなど、財政支援措置を講じること。

（資料 1-11 参照）

17. 離島地域における燃油コスト等の格差是正について

離島ガソリンについては、平成２３年度から、補助制度が設けられ、平成２４年６月に補助単価の見直しが行われたが、未だに本土との価格差が見られるため、制度を見直すとともに離島ガソリン税の減免等、新たな制度の早期創設に向けて、特段の措置を講じるよう強く要請する。

（資料 1-12 参照）

18. 半島航路の維持・確保について

国においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

（１）価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

（２）船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施
（３）貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実
（４）地方が実施する港湾使用料減免等の支援策に対する財政措置
（５）観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充

（資料 1-13 参照）

19. 公共工事等のインフレスライド条項及び特例措置適用時における国庫補助申請の配慮について

最近の公共工事等における賃金、資材の高騰により、国は、平成２７年２月１日から新労務単価等を適用し、公共工事標準請負約款第２５条第６項に定めるインフレスライド条項及び特例措置を直轄工事において運用しているが、地方自治体の建設工事等は、国庫補助や地方債を活用して実施しているものが多いことから、インフレスライド条項及び特例措置を適用する案件については、応分の国庫補助等の措置を行うこと。

20. 実態に即した選挙に係る交付金の交付について

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正が行われたが、期日前投票所における従事者数等、実務を行う市町村の実状に合った基準とはなっていないことから、すみやかに、市町村の執行実態の調査を行い、実状に見合った基準を定めること。

（資料 1-14 参照）

21. 社会保障・税番号制度の円滑な運用に向けた支援等について

（１）個人番号カードの申請・交付事務について

個人番号カードの申請・交付の手続きにあたっては、「交付時来庁方式」や「申請時来庁方式」など、複数の方式が国において示されたところであるが、住民の負担軽減と市町村の特性に応じた申請・交付の手続きが可能になるなどのメリットがあるものの、市町村の事務量増加も想定される。ついては、国において、個人番号を通知する際などの機会を利用し、住民に対し手続方法の周知を図るとともに、市町村が十分な準備期間を確保できるよう、個人番号カードの申請・交付方法などの制度運用について早期の情報提供を行うこと。

また、市町村の特性に応じて選択した申請・交付方法に係る事務経費について、市町村の窓口において相当量の事務処理が想定されるが、国が全国の補助総額を４０億円と設定していることから、各市町において多額の

財政的負担が発生することが見込まれている。国においては、地方負担が発生することのないよう財政措置を講じること。

（２）マイナンバー制度導入に伴うシステム整備費補助について

地方自治体では、住民基本台帳システムを始めとするマイナンバー制度に係るシステムの改修を進めているが、全額国庫負担の対象とされていたにもかかわらず、国から示された所要事業費を大きく上回ることが見込まれ、地方負担が発生することとなる。

国においては、国庫補助金等による財政措置が講じられたところであるが、地方自治体における改修等の状況をさらに把握・分析した上で、必要な財政措置を講じること。

22. 世界遺産に係る財政支援措置について

長崎県内では、本年７月に世界文化遺産に決定した「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」、平成２８年の世界遺産登録を目指している「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」があり、構成資産である国指定・選定の文化財の保護を万全なものにするため、保存修理・整備や防災事業にかかる費用について、現行の補助制度に加え更なる財政支援措置を講じるとともに、一般財源の負担軽減のため世界遺産に特化した有利な地方債制度を創設すること。

（資料 1-15 参照）

23. 耐震対策緊急促進事業等の事業期間延長について

耐震改修促進法改正に伴い、耐震診断が義務化された建築物に対しては、耐震化に向け、緊急的取組が行われているが、その実施状況をふまえ、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

（１）耐震対策緊急促進事業の適用期限について、平成２８年度まで１年間延長し、平成２８年度末までに耐震補強設計に着手したものも対象とすること。

（２）耐震対策緊急促進事業と連動した住宅・建築物安全ストック形成事業の適用期限を平成２８年度まで１年間延長すること。

（資料 1-16 参照）

24. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について

市街地再開発事業については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機

能の更新を図るとともに、耐震性・耐火性に劣る老朽建築物の建替促進にもつながるものであるので、地方都市における安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上を図るため、必要な財源の確保を行うこと。

資料1−1

県内各市の償却資産（機械及び装置）とゴルフ場利用税交付金の現状

（単位：千円）

団体名	償却資産（機械及び装置）　※．税額試算(1.4%)		ゴルフ場利用税交付金	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
長崎市	985,098	993,322	66,862	63,779
佐世保市	555,223	541,662	41,428	38,859
島原市	62,768	75,969	0	0
諫早市	1,330,236	1,240,689	40,940	38,459
大村市	373,805	357,625	13,852	16,277
平戸市	71,374	76,202	0	0
松浦市	95,273	107,045	0	0
対馬市	34,641	37,075	0	0
壱岐市	31,038	37,525	2,485	2,258
五島市	81,222	100,574	5,975	5,769
西海市	176,859	174,761	29,966	27,887
雲仙市	56,926	64,473	11,038	10,892
南島原市	55,710	73,163	5,807	6,457
県内13市の合計	3,910,173	3,880,085	218,353	210,637

※償却資産（機械及び装置）の、「税額試算」は平成25年度及び平成26年度の概要調書上の価格（課税標準額：県より）に1.4%を乗じたものである。

資料1−2

消費者行政の状況調査（消費生活センターを設置している市に限る）

	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市	壱岐市
推計人口（H27.5.1）	431,232	253,706	45,409	137,982	92,478	31,893	23,473	37,421	28,850	44,000	46,681	27,164
世帯数	192,108	106,253	17,447	52,547	36,531	12,710	9,033	17,921	11,469	16,271	17,488	10,311
(1)平成27年度消費者センター職員数（人）	24	7	3	4	5	2	3	3	5	5	5	3
(2) (1)のうち、消費者行政に関する業務を行っている職員数（人）	11	7	3	4	5	2	3	3	5	5	3	2
(3) (2)うち、消費生活相談員数（人）	4	3	2	1	4	2	2	2	1	2	2	1
(4) (3)うち、3資格保有者数（人）※1	4	1	0	1	1	2	0	1	0	1	2	0
平成27年度消費者行政に関する予算額（正規職員の人件費、計量行政費は除く）（千円）	31,431	15,029	7,410	9,275	7,290	4,066	7,128	8,126	2,840	6,656	6,561	1,133
特定財源：消費者庁基金（交付金）からの充当等（千円）	2,586	3,043	232	0	4,900	2,040	3,552	4,008	1,549	3,934	3,185	1,100
（対予算の割合）	8.23%	20.25%	3.13%	0.00%	67.22%	50.17%	49.83%	49.32%	54.54%	59.10%	48.54%	97.09%
うち消費者庁基金（交付金）により相談員の人件費に充当する額（千円）	0	0	0	0	2,507	1,623	1,436	2,254	1,154	2,375	2,477	0
対予算の割合	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	34.39%	39.92%	20.15%	27.74%	40.63%	35.68%	37.75%	0.00%
一般財源（千円）	28,493	11,986	7,178	9,275	2,390	2,011	3,576	4,118	1,291	2,722	3,376	32
（対予算の割合）	90.65%	79.75%	96.87%	100.00%	32.78%	49.46%	50.17%	50.68%	45.46%	40.90%	51.46%	2.82%
消費生活相談員報酬（含む共済費）（千円）【基金＋一財】	14,796	10,229	6,421	4,524	5,281	3,488	2,874	6,372	2,308	4,668	5,002	※2（3,071）
（対予算の割合）	47.07%	68.06%	86.65%	48.78%	72.44%	85.78%	40.32%	78.41%	81.27%	70.13%	76.24%	0.00%
26年度相談件数（件）	3,740	2,057	287	921	497	111	179	200	58	193	237	58
25年度相談件数（件）	3,640	2,166	319	942	597	108	162	184	51	189	217	39

※1　3資格とは、①消費生活専門相談員　②消費生活アドバイザー　③消費生活コンサルタント　を指す。
※2　壱岐市は、消費生活相談員報酬を消費者行政ではなく通常の人事予算から支出している。

資料1−3

長崎県内（13市）における浄化槽基数等（平成26年度末）

市名	浄化槽基数（H27.3.31現在）						平成26年度実績	
	住宅用途			住宅用途以外			補助基数	補助対象経費（千円）
		合併	みなし		合併	みなし		
長崎市	2,825	2,363	462	511	302	209	42	15,554
佐世保市	12,342	8,175	4,167	1,640	813	827	336	148,193
島原市	6,520	5,387	1,133	462	462	0	181	70,666
諫早市	7,753	7,118	635	1,090	671	419	300	140,748
大村市	1,243	1,204	39	168	125	43	21	13,133
平戸市	2,976	2,302	674	546	322	224	102	45,319
松浦市	1,217	1,083	134	342	193	149	36	14,702
対馬市	1,702	1,482	220	404	169	235	44	28,722
壱岐市	2,169	1,972	197	400	273	127	65	47,158
五島市	6,682	4,763	1,919	945	369	576	296	184,334
西海市	2,272	2,171	101	631	486	145	55	22,798
雲仙市	2,710	2,420	290	485	308	177	71	39,153
南島原市	4,723	4,020	703	198	113	85	137	58,951
合計	55,134	44,460	10,674	7,822	4,606	3,216	1,686	829,431

◎　国庫補助基本額の考え方

生活雑排水の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた真に社会的便益に相当する分について公費負担を行うとの考え方に立って、公費負担は人槽区分にかかわらず定率（4割）として、人槽ごとの国庫補助基準額を算定する。

BOD換算による汚濁負荷排出割合

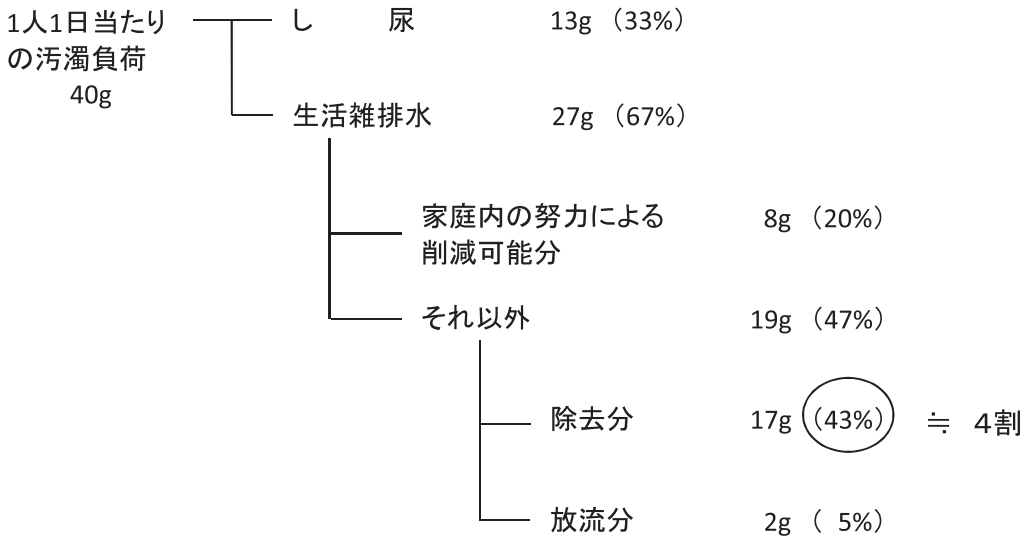

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	819,000 円	182,000 円	182,000 円	182,000 円	546,000 円

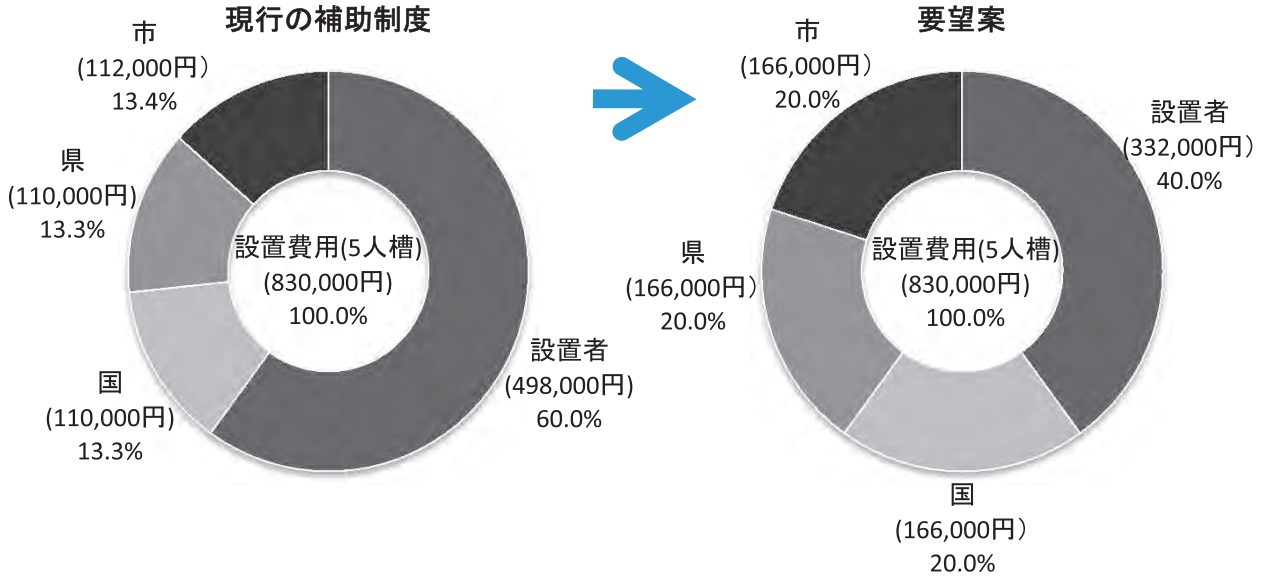

要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額（40% → 60%）

補助率（補助基準額の1/3）

※ 補助基準額は、国+県+市

○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費（佐世保市の場合）

（単位：円）

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計 ()は下水道使用料との差	
			1年目	2年目以降	1年目	2年目以降
5人槽	15,000	20,000	11,400	6,000	46,400 (25,698)	41,000 (20,298)
7人槽	15,200	25,700	11,400	6,000	52,300 (31,598)	46,900 (26,198)
10人槽	15,400	37,100	11,400	6,000	63,900 (43,198)	58,500 (37,798)

※1世帯当たりの平均下水道使用料（H25年度）・・・年間約20,702円

※維持管理費については、H22～H25年度の維持管理委託契約書からの平均値

【参考】佐世保市の補助制度（改築の場合）

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	546,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度（改築の場合）

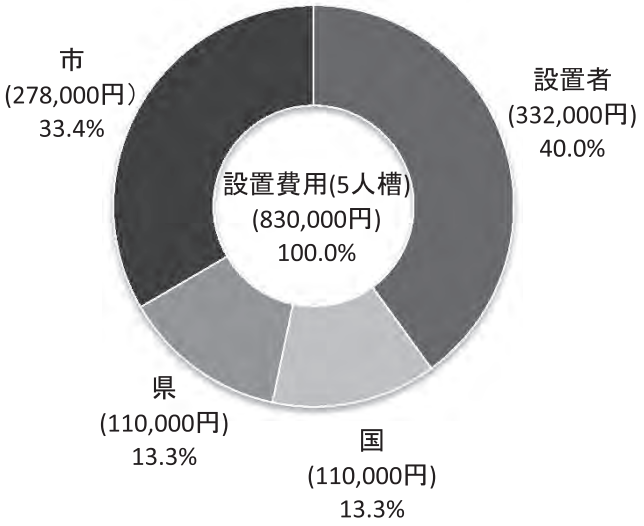

佐世保市浄化槽設置補助金額（国+県+市）

（単位：千円）

通常人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6～7人槽	621	466	311	233
8～50人槽	822	617	411	309

（単位：千円）

高度人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	610	486	305	243
6～7人槽	693	538	347	269
8～50人槽	850	645	425	323

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

（単位：基）

結果	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
補助基数	247	253	309	350	348	328	336
うち改築	83	81	137	154	143	127	120
うち新築	164	172	172	196	205	201	216

補助金上乗せ

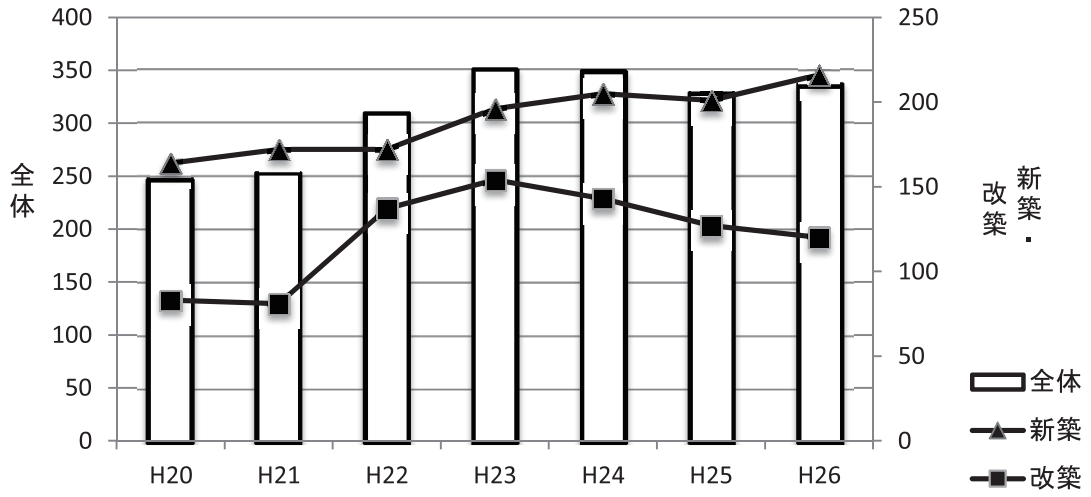

資料1−4

公共下水道事業概要（H26.3.31現在）

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
（1）行政区域内人口（人）（A）	437,315	260,084	47,473	140,658	93,644	34,236	24,581	33,164	28,671	39,808	30,222	46,777	50,018
（2）下水道処理区域内人口（人）（D）	405,131	147,039	未着手	79,957	83,179	未着手	4,810	未着手	2,788	未着手	2,468	15,794	5,897
（3）水洗便所設置済人口（人）（E）	384,467	132,108		63,081	80,187		2,616		1,293		1,306	8,604	3,550
（4）全体計画面積（ha）（H）	7,073	3,857		3,370	2,503		398		187		154	611	284
（5）普及率													
ア　下水道普及率　D／A×100（%）	92.6	56.5		56.8	88.8		19.6		9.7		8.2	33.8	11.8
イ　接続率　E／D×100（%）	94.9	89.8		78.9	96.4		54.4		46.4		52.9	54.5	60.2
（6）総事業費（千円）（J）	319,555,900	105,761,719		89,030,691	71,736,491		6,950,451		6,061,760		6,415,419	21,611,771	12,150,898
同上財源													
ア　国庫補助金（千円）	105,528,504	42,515,246		29,273,782	25,853,987		2,857,909		2,718,950		2,976,025	9,164,737	5,233,187
イ　企業債（千円）	174,255,153	53,270,740		44,341,866	37,956,654		3,351,800		2,832,700		2,872,000	9,892,200	5,064,200
ウ　受益者負担金（千円）	4,116,265	2,993,140		3,952,728	2,254,152		74,792		58,588		35,725	358,943	126,211
エ　その他（千円）	35,655,978	6,982,593		11,462,315	5,671,698		665,950		451,522		531,669	2,195,891	1,727,300
同上のうち使途内訳													
ア　管きょ費（千円）	190,955,368	65,240,237		59,677,045	50,674,925		5,155,005		3,701,762		4,032,727	13,924,116	6,257,593
イ　ポンプ場費（千円）	19,898,241	5,083,176		4,062,290	4,160,830		0		203,423		0	921,397	1,011,378
ウ　処理場費（千円）	94,890,709	34,567,756		19,710,093	16,587,289		1,770,801		2,156,575		2,382,692	6,197,992	3,906,134
エ　流域下水道建設費負担金（千円）	0	0		3,972,216	262,485		0		0		0	0	0
オ　その他（千円）	13,811,582	870,550		1,609,047	50,962		24,645		0		0	568,266	975,793
（7）補助対象事業費（千円）（K）	197,229,554	79,866,366		57,060,968	47,204,480		5,498,070		5,275,750		5,805,262	17,350,356	10,305,786
（8）補対率K／J×100（%）	61.7	75.5		64.1	65.8		79.1		87.0		90.5	80.3	84.8
（9）下水管布設延長（km）	2,057	609		556	493		40		38		31	175	63
（10）終末処理場数（ヶ所）	16	4		5	1		1		2		2	4	2
（11）計画処理能力（㎥／日）（L）	185,900	101,500		34,780	55,700		8,800		2,740		3,500	13,300	5,800

※算定根拠：平成25年度決算統計（平成26年3月31日）

資料1−5

海岸漂着物対策の財政的支援措置に関する資料　　対馬市

年度	事業名	参加人数・概要	回収量	事業費(千円)	補助金額
13	県不法投棄物等撤去事業	200人	ポリ容器 6,000個	1,221	
14	県不法投棄物等撤去事業	400人	ポリ容器 4,350個	3,067	
15	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃 （県不法投棄物等撤去事業）	410人 （学生 160人、一般 250人）	漁業用フロート、 ポリ容器、家電製品等300㎥	4,682 （内処理経費 2,560）	
16	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃 （不法投棄物等撤去事業）	780人 （学生 260人、一般 520人）	漁業用フロート、 ポリ容器、家電製品等510㎥	5,390 （内処理経費 3,560）	1,500千円
17	・県漂流・漂着ごみ撤去事業 ・県漁業公害等対策事業	島内13箇所	漁業用フロート、 ポリ容器、家電製品等720㎥	6,000 （内処理経費 5,532）	県漂流・漂着ごみ撤去事業 1,500千円
	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃	850人 （学生 240人、一般 610人）	漁業用フロート、 ポリ容器、家電製品等650㎥	9,109 （内処理経費 4,872）	県漁業公害等対策事業 3,000千円
18	・第1回日韓学生つしま会議～漂着ごみを拾う・考える～ ・釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃（県漂流・漂着ごみ撤去事業）	659人 （学生 451人、一般 208人）	漁業用フロート、 ポリ容器、家電製品等230㎥	6,722 （内処理経費 2,950）	2,807千円
19	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃等（県漂流・漂着ごみ撤去事業）	452人 （学生 200人、一般 252人）	漁業用フロート、 ポリ容器、家電製品等520㎥	7,372 （内処理経費 3,882）	3,213千円
	第２回日韓学生つしま会議～漂着ごみを拾う・考える～	129人 （日本側 82人、韓国側 47人）	漂着ごみ 30㎥回収の他、削減に関するワークショップを実施		環境省モデル調査と同時に実施
20	日韓市民ビーチクリーンアップ（釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	379人 （学生 200人、一般 179人）	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等 304㎥	7,933 （内処理経費 5,292）	災害等廃棄物処理事業（国） 2,372千円
	第３回日韓学生つしま会議～漂着ごみを拾う・考える～	128人 （日本側 81人、韓国側 47人）	漂着ごみ 67㎥回収の他、削減に関するワークショップを実施		漂流・漂着ごみ撤去事業（県） 826千円
21	日韓市民ビーチクリーンアップ2009 （釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	354人 （学生 103人、一般 251人）	魚網・ロープ、発泡スチロール、漁業用フロート、 ポリ容器、家電製品等 221㎥	4,029 （内処理経費 1,766）	漂流・漂着ごみ撤去事業（県） 2,819千円
	日本学生グローバルサミット2009 ～漂流漂着ごみ問題を考える～	94人 （日本側 64人、韓国側 30人）	漂着ごみ 110㎥回収の他、削減に関するワークショップを実施		
22	日韓市民ビーチクリーンアップ2010 （釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	368人 （学生 98人、一般 270人）	魚網・ロープ、発泡スチロール、漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等 272㎥	事業費 499,967千円	長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金 （地域ｸﾞﾘｰﾝﾆｭｰﾃﾞｨｰﾙ基金事業）
	日本学生グローバルサミット2010 ～漂流漂着ごみ問題を考える～	118人 （日本側 62人、 中国・韓国側 56人）	漂着ごみ 103㎥回収の他、削減に関するワークショップを実施		
	対馬市漂着ごみ回収業務（対馬市北部～西部）	・対馬市北部～西部の海岸約100箇所の表拓物回収作業 ・地元漁業集落に回収委託（作業人数延べ8,000人）	魚網・ロープ、発泡スチロール、漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等 約13,000㎥		
23	日韓市民ビーチクリーンアップ2011 （釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	（概要）対馬市民と韓国の大学生が協働で海岸清掃を行うことを目的とし、海岸環境に関し国を超えた意見交換や歴史、文化などの交流を兼ねて実施する。参加人数 学生81人、一般105人　186人	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を120㎥回収	事業費 299,169千円	長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金 （地域ｸﾞﾘｰﾝﾆｭｰﾃﾞｨｰﾙ基金事業）
	対馬市漂着ごみ回収業務（対馬市全域）	（概要）対馬市全域の漂着物回収作業 ・地元漁業集落に回収委託（作業人数延べ8,000人）	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を8,978㎥回収		

海岸漂着物対策の財政的支援措置に関する資料　　対馬市

年度	事業名	参加人数・概要	回収量	事業費(千円)	補助金額
24	日韓市民ビーチクリーンアップ2012 （釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	（概要）対馬市上県町佐護地区井口浜海岸において釜山外大学生73人、対馬高校生徒52名、一般ボランティア等98人の計223名で海岸清掃を実施。	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を300㎥回収 事業費　944千円（処理経費を除く）	事業費 10,368千円	長崎県漂流・漂着ごみ撤去事業補助金 3,008千円
	対馬市漂着ごみ回収業務	（概要）対馬市全域の漂着物回収作業 ・地元漁業集落に回収委託（作業人数約700人）	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を1,393㎥回収 事業費 6,239千円		
	台風１６号による漂着ごみ回収業務	（概要）台風１６号により漂着したごみの回収 ・地元漁業集落で回収	《回収漂着物》 海岸に漂着するアシ類及び人工物（発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を439㎥回収 事業費 3,185千円		
25	日韓市民ビーチクリーンアップ2013 （釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	（概要）対馬市上県町佐護地区湊浜海水浴場において釜山外大学生89人、対馬高校生徒36名、一般ボランティア等118人の計243名で海岸清掃を実施。	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を240㎥回収	事業費 455,000千円	長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金
	日韓海岸清掃ＩＮ対馬 （対馬市と市民活動団体との共同主催による海岸清掃及びシンポジウム）	（概要）対馬市上県町佐護地区棹崎海岸において韓国人ボランティア33名、島外日本人ボランティア43名の計76名で海岸清掃を実施。またシンポジウム、ワークショップも行い約100名が参加した。	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を42㎥回収		
	対馬市漂着ごみ回収業務	（概要）対馬市全域の漂着物回収作業 ・地元漁協に回収委託し、漁協が地元漁業集落を雇用（作業人数約11,000人）	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を15,276㎥回収		
26	日韓海岸清掃ＩＮ対馬 （対馬市と市民活動団体との共同主催による海岸清掃及びシンポジウム）	（概要）対馬市豊玉町加志々地区海岸において韓国人ボランティア23名、島外日本人ボランティア51名、島内日本人ボランティア91名の計165名で海岸清掃を実施。またシンポジウム、ワークショップも行い約100名が参加。	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発砲スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を120㎥回収	事業費 539,917千円	長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金
	日韓市民ビーチクリーンアップ2014 （釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	（概要）対馬市上県町佐護地区井口浜海水浴場において釜山外大学生88人、対馬高校生徒20名、一般ボランティア等164人の計272名で海岸清掃を実施。	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発砲スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を130㎥回収		
	対馬市漂着ごみ回収業務	（概要）対馬市全域の漂着物回収作業・地元漁協に回収委託し、漁協が地元漁協集落を雇用（作業延人数約10,300人）	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発砲スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を12,045㎥回収		

資料1−6

◎各市における浚渫事業の現状

市	件　数		事　業　費(千円)	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
長崎市	15	2	12,668	2,952
佐世保市	31	16	27,344	14,154
島原市	0	0	0	0
諫早市	41	29	24,500	14,981
大村市	3	4	3,411	775
平戸市	5	2	2,000	981
松浦市	0	0	0	0
対馬市	0	0	0	0
壱岐市	2	0	360	0
五島市	0	0	0	0
西海市	0	1	0	5,492
雲仙市	2	11	2,060	2,839
南島原市	5	6	1,177	959
計	104	71	73,520	43,133

※各市実績調査結果による。

(諫早市の場合の現状)

浚渫が完了した河川

大雨時に氾濫した河川の状況

資料1−7

平成26年度　地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1．乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	補助額（円）	路線数	補助額（円）	路線数	補助額（円）
1	長崎市	4	0	0	0	10	91,115,006
2	佐世保市	2	11,394,000	1	941,000	6	22,473,000
3	島原市	0	0	3	3,139,000	30	10,909,000
4	諫早市	6	12,079,000	5	31,146,000	65	185,881,000
5	大村市	1	213,000	0	0	12	72,862,000
6	平戸市	1	4,859,000	2	24,191,000	3	17,979,000
7	松浦市	3	17,976,500	1	8,084,000	2	22,616,000
8	対馬市	4	2,866,000	3	21,664,000	37	125,255,000
9	壱岐市	0	0	1	1,416,000	30	68,800,000
10	五島市	3	10,905,988	3	4,484,678	26	82,609,334
11	西海市	8	6,844,839	4	5,118,000	4	23,810,540
12	雲仙市	1	478,000	2	2,087,000	23	9,595,000
13	南島原市	1	1,065,000	3	10,413,000	35	30,341,000
合計		−	68,681,327	−	112,683,678	−	764,245,880

2．地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	12	1,092,219
2	佐世保市	2	4,309,001
3	島原市	1	2,257,000
4	諫早市	0	0
5	大村市	7	30,268,000
6	平戸市	0	0
7	松浦市	0	0
8	対馬市	4	3,298,048
9	壱岐市	0	0
10	五島市	4	731,635
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		−	41,955,903

資料1−8

（単位：m）

団 体 名	上水道管路延長	簡易水道管路延長	合　　計
長 崎 市	2,236,847	220,711	2,457,558
佐世保市	1,497,516	396,806	1,894,322
島 原 市	166,170	151,997	318,167
諫 早 市	681,728	338,482	1,020,210
大 村 市	524,514	83,665	608,179
平 戸 市	374,871	279,323	654,194
松 浦 市	156,744	313,650	470,394
対 馬 市	35,542	576,946	612,488
壱 岐 市	125,322	547,247	672,569
五 島 市	203,020	286,955	489,975
西 海 市	146,945	490,682	637,627
雲 仙 市	156,459	368,601	525,060
南島原市	96,322	628,083	724,405
合　計	6,402,000	4,683,148	11,085,148

※平成25年度（平成26年３月末現在）長崎県水道事業概要より

管路は導水管、送水管、配水管の計

資料1−9

急傾斜地崩落対策事業　市別箇所数一覧表

		急傾斜地崩落危険区域指定箇所数（26年7月現在）	平成25年度事業実施箇所数	県営・県費補助		急傾斜地崩落危険区域指定箇所数（27年7月現在）	平成26年度事業実施箇所数	県営・県費補助	
1	長崎市	275	14	県営	8	281	15	県営	11
				県費補助	6			県費補助	4
2	佐世保市	195	21	県営	9	204	28	県営	15
				県費補助	12			県費補助	13
3	島原市	16	0	県営	0	27	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
4	諫早市	132	13	県営	5	132	10	県営	5
				県費補助	8			県費補助	5
5	大村市	18	0	県営	0	18	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
6	平戸市	56	2	県営	0	56	2	県営	0
				県費補助	2			県費補助	2
7	松浦市	27	0	県営	0	27	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
8	対馬市	84	3	県営	3	84	3	県営	3
				県費補助	0			県費補助	0
9	壱岐市	63	3	県営	0	63	4	県営	0
				県費補助	3			県費補助	4
10	五島市	31	2	県営	2	31	3	県営	3
				県費補助	0			県費補助	0
11	西海市	89	4	県営	3	91	5	県営	3
				県費補助	1			県費補助	2
12	雲仙市	38	4	県営	1	40	3	県営	1
				県費補助	3			県費補助	2
13	南島原市	12	1	県営	0	12	1	県営	0
				県費補助	1			県費補助	1
合計		1036	67	県営	31	1066	74	県営	41
				県費補助	36			県費補助	33

資料1−10

国境離島新法制定の必要性について

国境離島を取り巻く現状は、水産業をはじめとする第一次産業において、価格低迷や燃油価格の高騰などにより、大変厳しい経営状況に陥り就業者が減少し、更に、公共事業の縮減による第二次産業で働く就業人口の大幅減少などにより、人口の流出に歯止めがかからず、雇用対策や少子高齢化対策など島を維持するための深刻な問題が顕在化している。よって、国境離島を守り活力を与えることは、国土を守る観点から一地方自治体の問題としてではなく、我が国全体の問題として捉え、国境離島地域の問題解決や地域振興策を網羅した新たな「国境離島特別措置法（仮称）」の制定に向け、迅速な対応が必要といえる。

1　国境離島新法の制定に向けた近年の取組み

年月日	主な取組み内容
平成２１年１１月	長崎県市長会・長崎県市議会議長会共同要望（各省庁）
平成２２年１２月	国境離島・外洋離島フォーラム（長崎県主催）
平成２４年９月	長崎県国境離島振興専門委員会の設立（７市町）
平成２６年４月	長崎県国境離島振興専門委員会協議
平成２６年５月	長崎県国境離島振興専門委員会幹事会
平成２６年５月	長崎県離島三市二町市長・町長、議長会議
平成２６年５月	長崎県国境離島振興専門委員会総会
平成２７年１月	長崎県離島三市二町議長特別委員会正副委員長会議
平成２７年４月２５日	国境離島新法制定総決起大会（対馬市）
平成２７年５月９日	国境離島新法制定総決起大会（壱岐市）
平成２７年５月２３日	国境離島新法制定総決起大会（新上五島町）
平成２７年５月２３日	国境離島新法制定総決起大会（五島市）
平成２７年５月３０日	国境離島新法制定総決起大会（小値賀町）
平成２７年６月１２日	３市２町合同要望（東京都：国会議員）
平成２７年７月２１日 ７月２２日	３市２町合同要望（東京都：国会議員）

2　国境離島に必要な施策展開

- 直轄事業の積極的な導入
- 公共事業に係る採択基準の緩和措置及び補助率の嵩上
- 領海・排他的水域の保全
- 陸上・海上・航空自衛隊の施設拡充及び増員
- 新たな航路・航空路対策の確立
- 密航・密輸・密漁の監視体制の充実
- 離島航路・航空路の運賃低廉化
- 燃油価格に対する減免・支援措置
- 漁船の操業に係る費用の助成
- 国境離島進出企業への特例措置

等々の施策が必要と考える。

資料1−11

1．平成26年度長崎県離島航路事業対策補助金（市町村内補助航路事業）調査

「長崎県離島航路事業対策補助金交付要綱」

（定義）「基幹的補助航路事業」・・・離島補助対象航路のうち2以上の市町の地点間を結ぶ航路事業。
「市町内補助航路事業」・・・離島補助対象航路のうち一市町内の地点間を結ぶ航路事業。
（補助対象となる額） 航路損益計算書による純損失額について、基準により査定した額から離島航路整備法第3条の規定により交付される国庫補助金のうち、国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第31条第1項の航路補助の額を差し引いた額の範囲内の額とする。
（補助額等） 基幹的補助航路についての補助額は、補助対象となる額の100分の100以下とし、市町内補助航路についての補助額は、補助対象となる額の100分の50以下とし、市町の負担する額を限度とする。

（単位：円、人）

航　路	収益 ①	費用 ②	差引額 ③＝①－②	国補助金	県補助金	市補助金	利用者数 ④	利用者1人あたり運航経費 ⑤＝②÷④	利用者1人あたり欠損額 ⑥＝③÷④
五島市 4航路	262,250,077	629,936,766	−367,686,689	278,212,702	61,732,609	29,153,251	187,090.5	3,367	−1,965
長崎市 1航路	163,134,953	378,039,374	−214,904,421	109,564,008	52,980,088	52,980,088	209,318.5	1,806	−1,027
佐世保市 1航路	57,426,841	96,295,384	−38,868,543	30,467,860	4,196,941	4,203,742	50,766.0	1,897	−766
壱岐市 1航路	22,651,167	97,832,890	−75,181,723	55,626,776	9,771,123	9,783,824	60,334.0	1,622	−1,246
平戸市 1航路	106,439,235	143,857,167	−37,417,932	20,172,354	8,622,789	8,622,789	84,154.5	1,709	−445
松浦市 2航路	67,450,620	225,136,334	−157,685,714	104,524,773	22,589,419	21,053,838	97,963.0	2,298	−1,610
西海市 2航路	91,943,853	237,763,507	−145,819,654	71,333,122	74,396,100	0	103,606	2,295	−1,407
合計 （7市12航路）	771,296,746	1,808,861,422	−1,037,564,676	669,901,595	234,289,069	125,797,532	793,232.5	2,280	−1,308

※　利用者数については、子どもを0．5人として計上しています。

2．離島航路事業への市単独補助金調査

・実施市：対馬市
・補助概要：平成21年1月から長崎県離島基幹航路である対馬～壱岐～博多航路においては、「リフレッシュ補助」として福祉・教育の割引制度が実施されているが、比田勝～博多航路は、国・県補助対象航路として今回のリフレッシュ補助には、該当せず、島内航路の均一性を保つ観点から市単独の補助として支援している。
　また、平成24年4月からはリプレイス割引として対馬～壱岐～博多航路は2割引されているので、同様に比田勝～博多航路においても市単独での補助を実施している。
・補助状況：平成21年度（実績） 143,640円　平成22年度（実績） 1,633,240円　平成23年度（実績） 1,816,780円　平成24年度（実績）11,647,030円
平成25年度（実績）7,305,300円　平成26年度（実績） 11,036,605円　平成27年度（予算額） 14,941,000円
※平成25年度は補助対象期間を変更（4月～3月の1年間から10月～9月に変更）

資料1−12

レギュラーガソリンの店頭小売価格の推移

	20年			21年												22年		23年												24年											25年		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	10月	4月	10月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	154	153	153	131	160	173	182	185	174	163	136	118	106	109	112	114	129	133	132	152	152	147	149	151	147	143	143	144	143	143	153	158	152	144	139	141	148	148	146	147	150	154	156
長崎県	158	157	157	136	164	176	187	192	182	171	144	126	113	116	118	121	133	138	137	155	157	153	153	156	154	153	152	152	151	150	157	165	161	153	147	148	154	155	154	155	157	160	162
本土	154	152	153	132	160	172	183	189	178	167	141	120	107	110	114	116	130	135	134	151	153	149	149	153	151	150	149	149	147	146	155	163	158	149	145	147	154	153	151	153	155	160	160
離島	180	180	181	157	187	197	208	212	206	195	172	154	144	144	144	145	156	159	164	181	174	174	174	173	173	173	171	171	171	171	173	179	185	174	169	169	173	174	173	173	172	176	180
下五島	180	183	183	156	185	198	208	213	208	198	174	159	149	149	149	149	159	160	164	181	174	174	174	174	174	174	174	174	174	174	174	181	181	172	166	166	172	172	172	172	172	177	177
上五島	182	182	182	156	187	197	207	212	207	196	177	151	142	142	142	142	152	155	161	182	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	179	185	190	174	168	168	175	175	175	175	175	175	179
壱岐	176	176	176	153	185	195	205	210	200	190	167	152	135	138	138	143	155	158	161	180	172	172	172	172	172	170	170	170	170	170	170	174	183	172	166	166	171	171	171	171	171	174	180
対馬	182	182	183	162	189	199	210	215	210	199	173	155	148	148	146	146	156	162	168	182	178	177	177	177	177	177	173	172	173	173	173	181	186	178	174	174	174	176	174	174	173	178	181

内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	28.7	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8
消費税内税表示	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%

（単位：円/L）

	25年									26年												27年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全国	155	152	152	155	160	161	160	158	158	159	158	159	164	165	167	170	169	167	165	159	152	143	135	140	139	142	145
長崎県	161	160	159	161	166	168	167	167	166	167	166	165	171	172	173	175	174	173	171	166	160	151	142	147	147	148	151
本土	159	158	158	160	165	167	166	166	165	166	166	164	169	170	172	174	173	171	169	165	158	147	139	145	144	145	148
離島	180	180	180	180	182	185	185	185	185	186	185	185	190	190	190	194	194	194	194	191	188	180	169	171	171	171	174
下五島	177	177	177	177	182	182	182	182	182	182	182	182	187	187	187	192	192	192	192	188	183	173	166	166	166	166	166
上五島	181	181	181	181	186	186	186	186	186	186	186	186	191	191	191	195	195	195	195	190	187	176	168	168	168	168	174
壱岐	180	180	180	180	180	185	185	185	185	185	185	185	191	190	190	190	193	193	193	190	188	182	170	180	179	178	178
対馬	182	182	182	182	182	187	187	187	187	188	187	187	192	192	192	197	197	197	197	194	191	185	170	170	170	170	176

内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8
消費税内税表示	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%

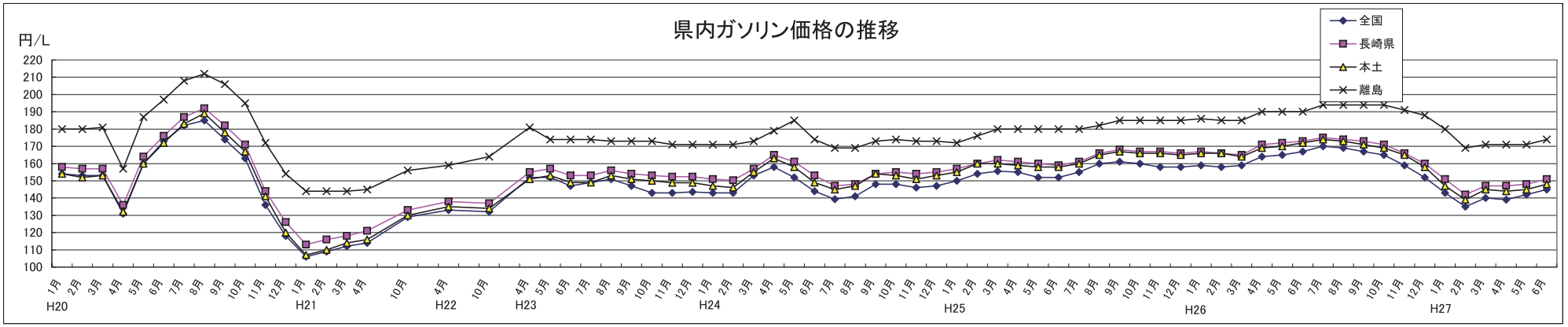

※凡例「全国」、「長崎県」…資源エネルギー庁公表
「本土」…県独自調査（H24．3月以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下…県独自調査

軽油の店頭小売価格の推移

	20年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	21年 1月	2月	3月
全国	133	132	132	118	140	153	163	167	159	149	128	112	102	102	100
長崎県	138	137	137	124	146	157	167	172	164	154	134	120	110	109	107
本土	135	134	135	122	143	155	166	171	162	152	133	116	107	105	104
離島	150	151	151	137	158	169	180	185	179	169	152	142	133	133	131
下五島	145	150	150	133	153	164	177	183	178	169	155	148	138	138	138
上五島	148	148	148	131	153	163	174	179	174	165	155	142	133	135	135
壱岐	153	153	153	139	163	174	184	189	181	168	149	140	123	128	124
対馬	150	150	151	139	159	170	180	186	181	172	151	139	137	135	133
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	15.0	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1
消費税 内税表示	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%

	4月	10月	22年 4月	10月	23年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24年 1月	2月	3月
全国	100	107	112	112	131	133	129	129	130	126	123	123	124	124	124	133
長崎県	107	113	118	119	136	140	137	136	137	136	135	135	135	135	135	140
本土	103	110	115	116	132	135	132	131	133	131	130	130	130	130	129	136
離島	131	134	137	141	158	160	160	160	160	160	160	157	157	157	157	159
下五島	138	138	141	144	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159
上五島	135	135	135	138	161	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	169
壱岐	123	131	133	135	151	156	156	156	158	158	155	153	153	153	152	154
対馬	132	134	139	147	162	165	164	164	164	164	164	161	160	161	161	161
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1
消費税 内税表示	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 1月	2月	3月
全国	137	132	125	121	122	128	128	126	127	130	133	135
長崎県	147	143	137	131	131	137	138	137	138	140	143	145
本土	145	141	132	128	130	137	136	134	136	138	143	142
離島	165	168	162	157	157	161	162	161	161	161	164	167
下五島	166	166	160	154	154	160	160	160	160	160	165	165
上五島	175	175	166	160	160	167	167	167	167	167	167	171
壱岐	158	163	156	150	150	156	156	156	156	156	158	163
対馬	167	171	169	165	165	165	167	166	166	165	170	170
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1
消費税 内税表示	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%

（単位：円/L）

	25年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
全国	134	132	132	135	138	139	138	138	138	139	139	139	143	144	145	148	147	145	144	138	132	123	116	120	119	121	123
長崎県	145	144	143	144	148	150	149	149	149	150	149	149	152	153	154	155	155	153	151	147	140	134	125	128	129	129	131
本土	142	141	141	143	147	149	148	148	146	148	148	146	150	151	152	154	154	152	150	146	140	131	124	128	127	127	130
離島	167	167	167	167	168	170	170	170	170	172	172	172	176	175	175	178	178	178	178	176	172	165	154	157	156	156	158
下五島	165	165	165	165	168	168	168	168	168	168	168	168	172	172	172	177	177	177	177	173	168	158	150	150	150	150	150
上五島	173	173	173	173	176	176	176	176	176	176	176	176	180	180	180	183	183	183	183	178	173	162	154	154	154	154	159
壱岐	163	163	163	163	163	168	168	168	168	168	168	168	174	170	170	170	173	173	173	170	168	164	153	165	161	161	161
対馬	170	170	170	170	170	173	173	173	173	177	176	176	180	180	180	181	181	181	181	181	178	171	157	157	157	157	160
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1
消費税 内税表示	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%

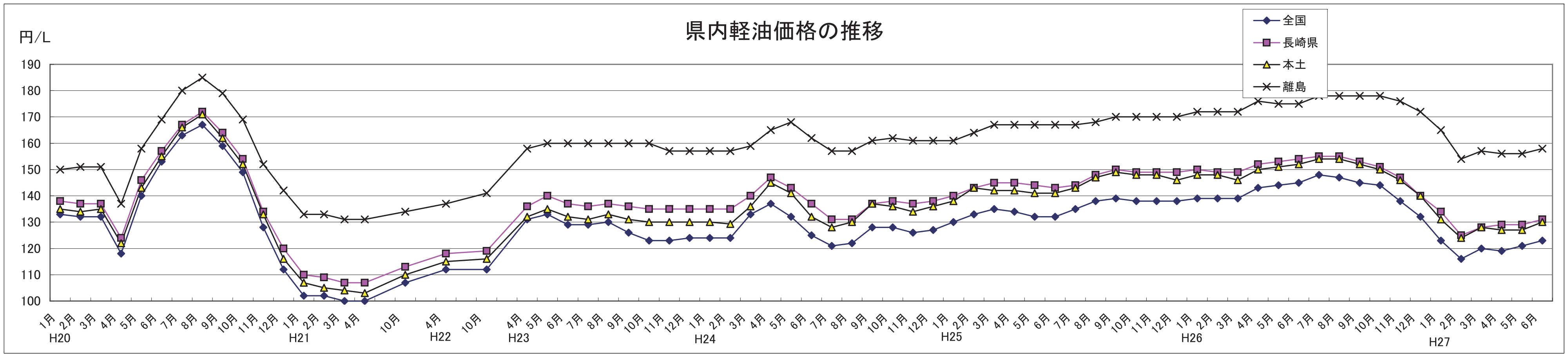

※凡例「全国」、「長崎県」…資源エネルギー庁公表
「本土」…県独自調査（H24．3月以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下…県独自調査

灯油の店頭小売価格の推移

	20年			21年														22年		23年										24年												25年		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	10月	4月	10月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	1,751	1,736	1,739	1,748	1,815	2,096	2,300	2,376	2,266	2,088	1,645	1,359	1,228	1,226	1,156	1,134	1,244	1,337	1,386	1,694	1,716	1,687	1,677	1,675	1,634	1,596	1,587	1,605	1,605	1,618	1,730	1,767	1,718	1,645	1,590	1,592	1,651	1,652	1,631	1,671	1,759	1,821	1,806
長崎県	1,796	1,791	1,786	1,812	1,897	2,137	2,335	2,433	2,334	2,138	1,652	1,381	1,264	1,262	1,215	1,196	1,301	1,411	1,471	1,741	1,790	1,756	1,743	1,745	1,712	1,689	1,677	1,665	1,681	1,684	1,771	1,838	1,811	1,726	1,653	1,658	1,723	1,729	1,702	1,731	1,818	1,884	1,901
本土	1,749	1,739	1,740	1,764	1,854	2,092	2,302	2,407	2,295	2,084	1,576	1,131	1,204	1,216	1,166	1,143	1,251	1,350	1,416	1,696	1,738	1,694	1,677	1,680	1,655	1,635	1,620	1,605	1,625	1,627	1,731	1,782	1,742	1,673	1,610	1,622	1,689	1,685	1,650	1,682	1,761	1,859	1,849
離島	2,081	2,088	2,091	2,147	2,181	2,391	2,589	2,690	2,591	2,435	2,038	1,726	1,601	1,580	1,529	1,522	1,595	1,644	1,728	1,996	2,063	2,055	2,049	2,057	2,047	2,043	2,023	2,023	2,025	2,009	2,013	2,108	2,165	2,046	1,981	1,971	2,032	2,048	2,032	2,050	2,051	2,123	2,185
下五島	2,060	2,092	2,089	2,149	2,149	2,349	2,583	2,691	2,581	2,430	2,124	1,683	1,521	1,503	1,476	1,377	1,467	1,512	1,658	1,890	1,935	1,890	1,863	1,935	1,890	1,935	1,935	1,935	1,935	1,890	1,890	2,064	2,064	1,953	1,890	1,845	1,998	1,998	1,953	1,998	1,953	2,083	2,083
上五島	2,080	2,080	2,080	2,088	2,080	2,323	2,450	2,590	2,500	2,400	2,210	1,800	1,700	1,710	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	2,000	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	1,998	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	2,100
壱岐	1,999	2,000	1,999	2,095	2,183	2,411	2,590	2,680	2,578	2,392	1,935	1,677	1,532	1,549	1,453	1,440	1,607	1,647	1,692	1,980	2,067	2,091	2,091	2,067	2,067	2,023	2,023	2,023	2,023	2,005	2,006	2,103	2,217	2,017	1,921	1,921	2,003	2,003	2,003	2,003	2,003	2,093	2,213
対馬	2,177	2,177	2,189	2,219	2,235	2,440	2,637	2,733	2,640	2,493	1,992	1,781	1,668	1,620	1,584	1,640	1,632	1,710	1,819	2,082	2,133	2,115	2,115	2,115	2,115	2,115	2,055	2,055	2,061	2,061	2,073	2,147	2,203	2,154	2,129	2,127	2,127	2,174	2,157	2,181	2,215	2,255	2,255

(単位:円/18L)

	25年									26年													27年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全国	1,783	1,759	1,755	1,776	1,808	1,821	1,825	1,832	1,858	1,881	1,871	1,863	1,919	1,918	1,920	1,941	1,940	1,931	1,918	1,848	1,760	1,608	1,477	1,523	1,510	1,528	1,541
長崎県	1,888	1,869	1,855	1,856	1,901	1,903	1,907	1,904	1,921	1,944	1,949	1,940	1,992	1,993	1,993	2,004	2,016	2,014	2,011	1,966	1,879	1,769	1,622	1,656	1,647	1,660	1,691
本土	1,837	1,807	1,801	1,821	1,858	1,861	1,868	1,828	1,839	1,878	1,877	1,877	1,934	1,936	1,950	1,965	1,965	1,968	1,965	1,910	1,885	1,718	1,629	1,644	1,638	1,630	1,637
離島	2,197	2,187	2,187	2,187	2,188	2,194	2,204	2,194	2,214	2,225	2,213	2,234	2,289	2,280	2,280	2,305	2,325	2,325	2,314	2,281	2,201	2,075	1,911	1,958	1,956	1,952	1,982
下五島	2,083	2,038	2,038	2,038	2,093	2,093	2,138	2,093	2,183	2,183	2,138	2,183	2,239	2,239	2,239	2,288	2,324	2,324	2,279	2,252	2,101	1,968	1,847	1,847	1,847	1,847	1,847
上五島	2,200	2,200	2,200	2,200	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,200	2,200	2,200	2,304	2,304	2,304	2,304	2,200	2,100	1,900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,890
壱岐	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213	2,237	2,237	2,237	2,237	2,203	2,203	2,237	2,326	2,290	2,290	2,290	2,333	2,333	2,333	2,281	2,251	2,140	1,899	2,088	2,079	2,061	2,061
対馬	2,255	2,255	2,255	2,255	2,255	2,249	2,249	2,249	2,249	2,315	2,309	2,309	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327	2,269	2,161	1,999	1,999	1,999	1,999	2,051

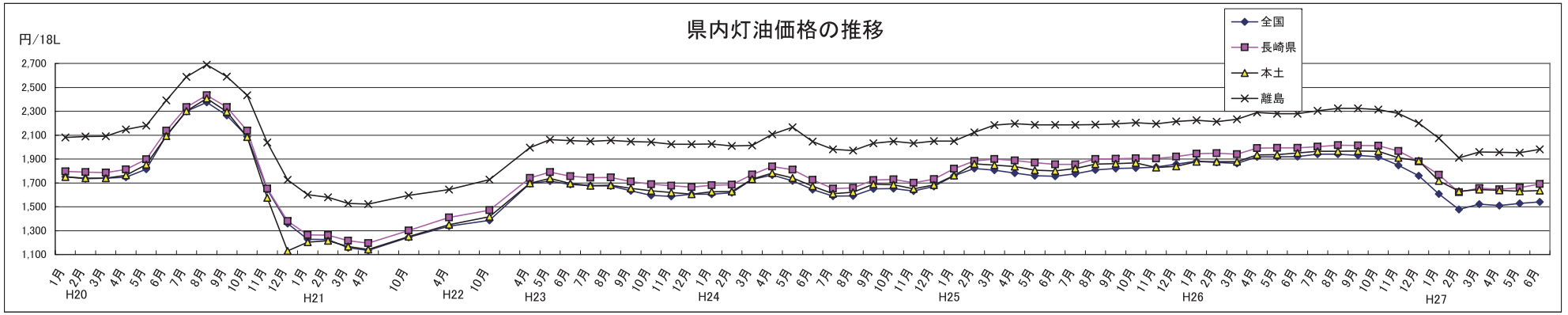

※凡例「全国」、「長崎県」…資源エネルギー庁公表
「本土」…県独自調査(H24．3月以前は県石油商業組合発表)
「離島」以下…県独自調査

資料1−13

半島航路の維持・確保について

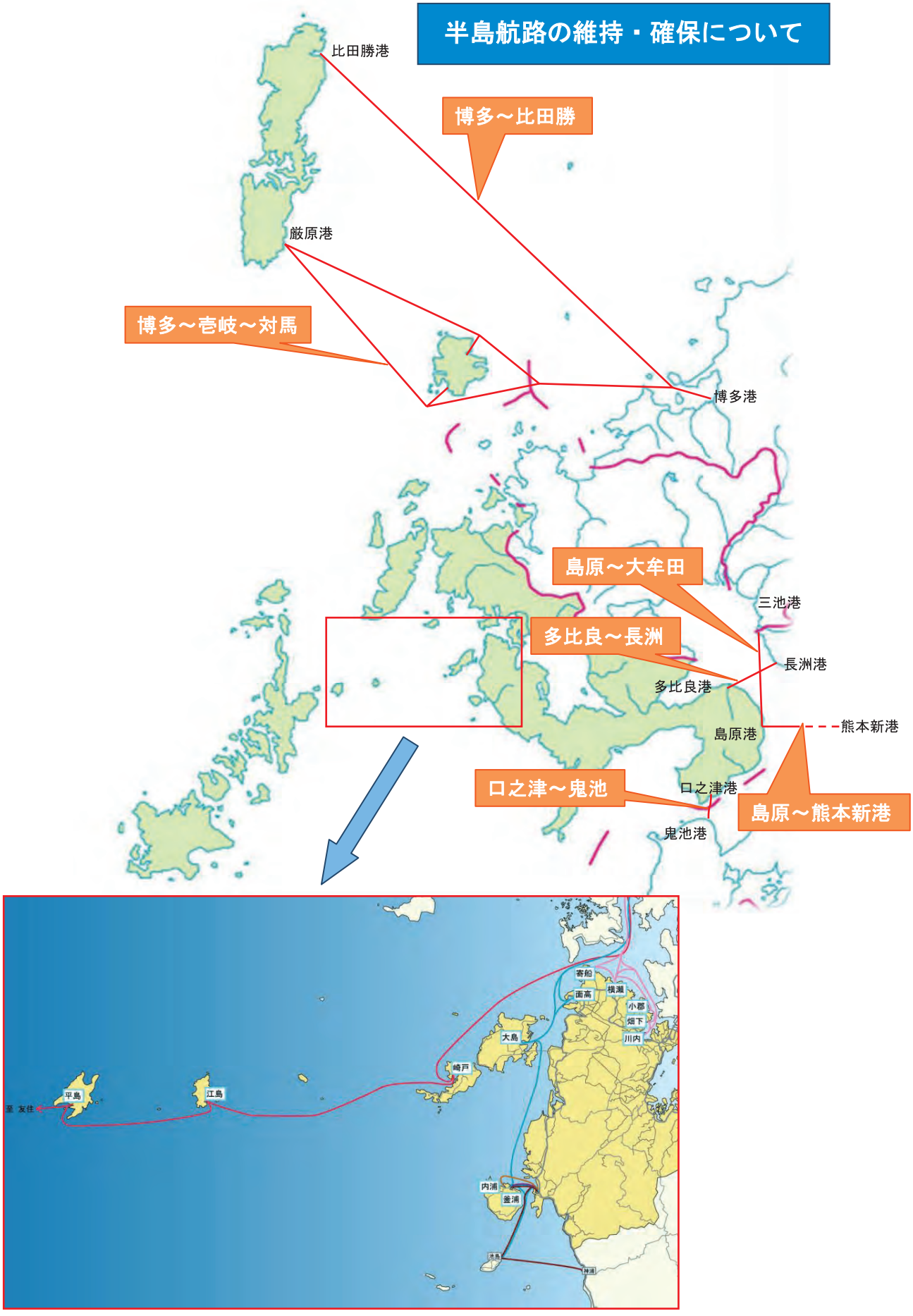

資料1−14

選挙執行経費基準法改正による影響額調べ（前回比）

①各市における新基準額での執行状況（新基準額－実績額）　（単位：千円）

選挙の種類	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
参議院議員選挙（H25.7執行）	7,850	232	172	2,084	0	3,258	227	6,086	1,233	3,091	757	1,727	0
県知事選挙（H26.2執行）	18,778	7,670	1,500	5,589	1,797	4,191	0	5,852	1,674	3,857	3,945	1,687	2,508
衆議院議員総選挙（H26.12執行）	2,442	4,627	0	6,239	△ 186	3,655	0	3,100	1,294	3,508	826	0	0

②各市における基準額の比較（新基準額－前回基準額）　（単位：千円）

選挙の種類	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
参議院議員選挙（H25.7－H22.7）	△ 32,112	△ 168	△ 3,409	△ 15,212	△ 4,124	△ 3,295	△ 4,490	△ 15,622	△ 3,128	△ 6,088	△ 5,055	△ 3,049	△ 3,114
県知事選挙（H26.2－H22.2）	△ 22,465	△ 10,757	△ 3,058	△ 15,493	△ 3,606	△ 5,022	△ 2,304	△ 18,378	△ 2,514	△ 8,371	△ 4,716	△ 5,432	△ 3,663
衆議院議員総選挙（H26.12－H24.12）	△ 24,465	△ 14,823	△ 3,473	△ 13,695	△ 4,508	△ 4,355	△ 1,840	△ 14,131	△ 2,747	△ 5,751	△ 4,070	△ 3,208	△ 4,224

③各市における実績額の比較（直近実績額－前回実績額）　（単位：千円）

選挙の種類	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
参議院議員選挙（H25.7－H22.7）	△ 34,192	602	△ 539	△ 4,203	437	△ 2,462	△ 517	△ 7,619	△ 115	1,821	△ 4,957	△ 1,257	877
県知事選挙（H26.2－H22.2）	△ 34,346	△ 11,296	△ 3,691	△ 16,730	△ 5,114	△ 5,068	△ 404	△ 19,098	△ 584	△ 6,228	△ 6,981	△ 5,317	△ 1,097
衆議院議員総選挙（H26.12－H24.12）	△ 21,297	△ 7,952	837	△ 5,683	△ 4,323	△ 2,136	△ 1,603	△ 2,005	13	227	△ 4,895	△ 3,193	△ 1,997

（単位：万円）

選挙の種類	減額（削減）市／県内全市 ※前回比		0～100	100～200	200～300	300～400	400～500	500～1,000	1,000～2,000	2,000以上
参議院議員選挙	基準額	13/13	1			5	2	2	2	1
	実績額	9/13	3	1	1		2	1		1
県知事選挙	基準額	13/13			2	3	1	3	3	1
	実績額	13/13	2	1		1		5	3	1
衆議院議員総選挙	基準額	13/13		1	1	2	4	1	3	1
	実績額	10/13		2	2	1	2	2		1

注1：H26衆議院議員総選挙においては、4市（島原市、松浦市、雲仙市、南島原市）で調整費が認められ、実質市費からの支出はなかったが、全市が経費の見直しを行っているなか、現行の基準額のみでは不足が生じる事態が起こっている。
注2：全市において、参議選、県知事選、衆議院議員総選挙とも新基準額が前回基準額を下回っている。
注3：実績額においては、ほとんどの場合、前回より減額となっている。

資料1−15

明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	萩反射炉	山口県萩市
2	恵美須ヶ鼻造船所跡	〃
3	大板山たたら製鉄遺跡	〃
4	萩城下町	〃
5	松下村塾	〃
6	旧集成館	鹿児島県鹿児島市
7	寺山炭窯跡	〃
8	関吉の疎水溝	〃
9	韮山反射炉	静岡県伊豆の国市
10	橋野鉄鉱山・高炉跡	岩手県釜石市
11	三重津海軍所跡	佐賀県佐賀市
12	小菅修船場跡	長崎県長崎市
13	三菱長崎造船所第三船渠	〃
14	三菱長崎造船所ジャイアント・カンチレバークレーン	〃
15	三菱長崎造船所旧木型場	〃
16	三菱長崎造船所占勝閣	〃
17	高島炭坑	〃
18	端島炭坑	〃
19	旧グラバー住宅	〃
20	三池炭鉱・三池港	福岡県大牟田市 熊本県荒尾市
21	三角西（旧）港	熊本県宇城市
22	官営八幡製鐵所	福岡県北九州市
23	遠賀川水源地ポンプ室	福岡県中間市

長崎の教会群とキリスト教関連遺産

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	大浦天主堂と関連施設	長崎県長崎市
2	出津教会堂と関連施設	長崎県長崎市
3	大野教会堂	長崎県長崎市
4	日野江城跡	長崎県南島原市
5	原城跡	長崎県南島原市
6	黒島天主堂	長崎県佐世保市
7	田平天主堂	長崎県平戸市
8	平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）	長崎県平戸市
9	平戸の聖地と集落（中江ノ島）	長崎県平戸市
10	野崎島の野首・舟森集落跡	長崎県北松浦郡小値賀町
11	頭ヶ島天主堂	長崎県南松浦郡新上五島町
12	旧五輪教会堂	長崎県五島市
13	江上天主堂	長崎県五島市
14	天草の崎津集落	熊本県天草市

資料1−16

県内各市の耐震対策緊急促進事業に係る大規模建築物耐震化　状況調書

市　名	対象建築物		平成27年5月31日現在の状況									今後の予定								
	（棟数）	うち要耐震化（棟数）	耐震診断（棟数）			耐震補強設計（棟数）			耐震改修工事（棟数）			耐震診断（棟数）			耐震補強設計（棟数）			耐震改修工事（棟数）		
			未実施	実施中	実施済	未実施	実施中	実施済	未実施	実施中	実施済	H27年度	H28年度	H29年度以降	H27年度	H28年度	H29年度以降※未定等含む	H27年度	H28年度	H29年度以降※未定等含む
長崎市	16	16	4	6	6	15		1	16			4			3	1	11		3	13
佐世保市	6	3	3		3	3		2	3		2	3					3			3
島原市	3	3	2		1	3			3			2			1		2		1	2
諫早市	2	2	2			2			2			2					2			2
大村市	2	2	1		1	2			2			1					2			2
平戸市	4	4	3		1	4			4			1			1		3		1	3
雲仙市	8	8	5	3		8			8			5			3	1	4		2	6
計	41	38	20	9	12	37		3	38		2	18			8	2	27		7	31

（第２）合併市町村への支援策の充実に関する提言について

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

（資料 2-1 参照）

１.合併特例債の充当範囲の拡充について

合併特例債については、今後ますます増嵩する公共施設の維持補修費等、地域の実情に応じた幅広い活用ができるよう、充当範囲の拡大を図ること。

併せて、合併特例債を財源とした基金については、総務省通知により償還が終了した範囲内での取り崩しが可能となっているが、特定目的基金の有効活用の観点から、合併団体の財政需要に応じた柔軟な対応を図ること。

２.合併算定替に替わる新たな財政支援措置について

合併算定替に替わる新たな以下の財政支援措置を講じること。

（１）平成の合併により広域化した市町の財政需要については、市町村の実情を考慮し、支所に係る経費や、消防費・清掃費等の算定方法の見直しがなされ、平成２８年度以降は、保健衛生費、小中学校費、徴税費等についても、人口密度等による需要の割増しが措置されることが示されているが、今後、具体的な制度設計を行っていく中で、合併市町特有の実態を十分に踏まえた普通交付税の算定方法の見直しを行うこと。

特に、合併団体であるが故に削減できない財政需要や新たな財政需要に対応したきめ細かい補正を創設すること。

（２）一島一町村との合併については、財政面における合併効果のひとつである生活関連施設（ごみ処理施設、火葬場など）の統廃合が不可能であることや、住民の安全な暮らしを守るため、恒久的に提供すべき行政サービス（医療、消防など）に係る経費が必要である。

一島完結での行政サービス提供が継続できるよう、引き続き「人口密度等による需要の割増し」において、行政需要に見合った補正を創設すること。

資料2−1

「合併財政支援措置の拡充について」

	市名	合併年度	特例債 発行限度額	H26までの発行実績 （建設事業・基金）	H27～H32までの 発行見込額 （5年間延長）	計	発行割合	離島	過疎	辺地	財政力指数 （H24～H26）
1	長崎	H16・H17	52,199,600	39,564,400	12,635,200	52,199,600	100.0%	○	○	○	0.542
2	佐世保	H17	36,504,000	24,337,800	11,244,300	35,582,100	97.5%	○	○	○	0.504
3	島原	H17	12,944,600	7,313,300	5,631,300	12,944,600	100.0%			○	0.414
4	諫早	H16	50,917,700	34,211,400	16,706,300	50,917,700	100.0%			○	0.513
5	平戸	H17	19,129,400	12,102,000	7,027,400	19,129,400	100.0%	○	○	○	0.240
6	松浦	H17	11,239,300	6,991,100	4,248,100	11,239,200	100.0%	○	○	○	0.413
7	対馬	H15	24,115,700	20,888,300	3,227,400	24,115,700	100.0%	○	○	○	0.183
8	壱岐	H15	18,187,300	13,742,200	4,445,100	18,187,300	100.0%	○	○	○	0.221
9	五島	H16	24,507,900	13,257,600	11,250,300	24,507,900	100.0%	○	○	○	0.237
10	西海	H17	21,258,400	15,719,600	5,538,800	21,258,400	100.0%	○	○	○	0.418
11	雲仙	H17	33,005,600	15,655,000	12,338,600	27,993,600	84.8%		○	○	0.280
12	南島原	H17	37,656,200	13,996,700	23,659,500	37,656,200	100.0%		○	○	0.257

普通交付税　市町別合併算定替増減比較表
（臨時財政対策債発行可能額加算後）

（単位：百万円）

市町名	H22国調人口	平成25年度交付決定額			合併市町村における算定見直し	
		合併算定替	通常算定	増減額	支所に要する経費 3ヶ年分算定額 (H26～H28)	H25合併算定替特例増加分を基礎とした、算定見直しによる増加率
	人	A	B	C=A-B	D	D/C　(%)
長崎市	443,776	47,228	43,422	3,806	1,734	45.6
佐世保市	261,101	31,025	27,218	3,807	1,376	36.1
島原市	47,455	6,930	6,244	686	255	37.2
諫早市	140,752	19,766	16,180	3,586	1,200	33.5
平戸市	34,905	10,160	8,500	1,660	617	37.2
松浦市	25,145	5,946	4,972	974	523	53.7
対馬市	34,407	16,632	12,524	4,108	1,404	34.2
壱岐市	29,377	10,860	8,589	2,271	621	27.3
五島市	40,622	13,719	10,643	3,076	1,055	34.3
西海市	31,176	8,167	5,800	2,367	910	38.4
雲仙市	47,245	13,748	9,880	3,868	1,376	35.6
南島原市	50,363	15,229	10,746	4,483	1,462	32.6
新上五島町	22,074	8,981	6,519	2,462	770	31.3
県内合併市町合計	1,208,398	208,391	171,237	37,154	13,303	35.8

■合併市町の行政需要に関する事業

効果	対策	No	事業	具体例	理　　由
合併しても削減できない又は効果が出にくい経費	行政基盤強化・維持対策	1	人材育成	職員研修、県・他市町との人事交流	合併市町が真に自立するためには職員資質の向上は欠かせないため
		2	支所・行政センター（管理・人件費）・分庁舎・公用車の維持	地域住民の要望に即座に対応・土日の開庁（島原市）・分庁舎の設置（対馬市・壱岐市・南島原市）・支所の人員配置強化（五島市）	住民ニーズに対応するため
		3	災害対応機能の維持	災害時に対応できる職員配置（支所の要員確保等）、防災行政無線のデジタル化に伴う情報連絡網の統一	防災対応力の維持は合併市町が抱える共通の課題であるため
		4	広域的処理により効率化の及ばない経費	合併しても効率化できない常備消防の経費（4離島）	離島においては合併前から一組により広域処理を行っているため
	行政効率化の推進	5	公共施設（管理・運営費）	離島との合併（松浦市、佐世保市）	廃止できない施設が多いことにより、住民サービスを考慮し施設の老朽化に伴い更新する。離島との合併により統合ができない。
合併に伴い新たに生じた経費	周辺部対策	6	地域イベント運営支援	地域間交流事業（佐世保市）・がまだす地域づくり補助金（島原市）	周辺部へのきめ細かな対応は合併市町が取組むべき共通の課題であるため
		7	住民の一体感の醸成	虹色のまち交流事業（長崎市）、宇久と本土の交流事業（佐世保市）、もっと南島原ツアー（南島原市）	
		8	住民サービスのきめ細かな対応（医療機関・福祉施設・地域交通　等）	福祉ﾀｸｼｰ券交付事業（南島原市）、同一市町内の航路対策経費（長崎市・佐世保市・五島市・西海市・平戸市・松浦市）	
		9	伝統芸能・文化・歴史を継承する事業	各種補助金・助成金等	
		10	自治会・NPO活動支援	自治会活性化補助金（雲仙市）	
	行政基盤強化・維持対策	11	情報インフラ整備・維持（基幹系システム）	対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町ほか	本庁と支所の連携強化に対応するため
		12	地域資源を活かした産業振興	福岡事務所の設置（対馬市）	地域の個性を活かした活性化施策を推進するため
	集落維持・住民協働対策	13	買い物支援対策	地域生活支援システム（新上五島町）	合併に伴い広域化した合併市町が抱える共通の課題に対応するため
		14	住民との協働に要する経費	諫早ビタミンプロジェクト（諫早市）・協働のまちづくり支援事業（五島市）	
		15	コミュニティ（デマンド）バス・タクシー	長崎市、佐世保市、新上五島町	
		16	地区担当職員制度の運用	地域マネージャー制度（対馬市）、地域起こし協力隊（長崎市・西海市・五島市）等	
	住民ニーズへの対応	17	情報インフラ整備・維持（住民サービス系システム）	図書の管理システム、公共施設の空き情報	
		18	移動市長室・タウンミーティング・地域協議会等	虹色のまちづくりミーティング（長崎市）・地域協議会（佐世保市）・市長を囲む懇談会（島原市）・ふれあい訪問（諫早市）・車座ﾄｰｸ（西海市）・市政懇談会（南島原市）	
		19	行政モニターやインターネットを用いた意見の収集。		
	行政サービスの適正化	20	行政水準・サービスの格差是正に要する経費	常備消防出張所（平戸市）、水道未普及地区解消事業（南島原市）	
	職員力の維持（町同士の合併）	21	周辺地対策及び集落維持・住民協働対策等に取組む職員の人件費	地域再生推進本部（対馬市）、壱岐島振興推進本部（壱岐市）、さいかい力創造部（西海市）、政策企画課（雲仙市）、企画振興班（南島原市）、まちづくり推進課（新上五島町）	

【総務省資料】

市町村の姿の変化に対応した交付税算定について(案)

基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化。このため、合併後の市町村の実情を把握した上で、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税算定に反映。

➢ 以下の項目について、平成26年度以降5年程度の期間で見直しを行う。

①支所に要する経費の算定
②人口密度等による需要の割増し
③標準団体の面積を見直し単位費用に反映

➢ 具体的な見直し内容は下記のとおり

年度	費目	見直し内容	影響額(合併団体)
H26～H28	地域振興費	・支所に要する経費を加算	3,463億円
H27～H29	消防費	・標準団体の出張所数等を見直し ・旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費を加算 ・人口密度による補正を充実	1,000億円程度 (詳細別紙)
	清掃費	・標準団体の経費を見直し ・人口密度による補正を新設	
	地域振興費	・離島、属島の増嵩経費を反映(消防、清掃分)	
H28以降	保健衛生費 小中学校費 徴税費等	・標準団体の経費を見直し ・下記の経費について、人口密度による補正を新設・充実 (例)検診等に要する経費、給食センター、徴税に要する経費、公民館等	700億円程度
	上記以外の費目	・標準団体の面積の見直しを踏まえて単位費用を充実等	1,500億円程度
合　計			6,700億円程度

【総務省資料】

平成27年度から見直しを行う項目（案）

消防費（合併団体への影響額：860億円程度）

- 標準団体の面積の見直し（160k㎡→210k㎡）に伴い、標準団体における出張所数を見直し（2箇所→3箇所）。これに伴う人件費等の増を単位費用に反映
- 旧市町村における常備消防機能（消防署所）の維持に係る経費を反映

（1）旧市町村（人口8,000人規模）における標準的な消防署所の経費を設定（消防吏員の人件費及び消防車・救急車等の物件費を算入）

（2）旧市町村の消防署所に要する経費について下記により算定

①次の算式により旧市町村（本庁が所在する旧市町村を除く）ごとに算定

標準的な消防署所の経費
× 所管区域人口の多寡による補正 － α

※ α ： 合併団体の一本算定の需要額に算入されている額との調整を行うもの

※人口8,000人規模の旧市町村の場合、上記による加算額は平均5,000万円程度（合併後の団体の規模により変動）

②旧市町村ごとに算定した①の需要額を合算し、合併団体の一本算定に加算（合併算定替の需要額には加算しない）

- 消防団に要する経費等について、人口密度に応じた補正を充実（対象団体を200人/k㎡ 未満の団体→450人/k㎡未満の団体に拡充等）

清掃費（合併団体への影響額：160億円程度）

- 標準団体の面積の見直し（160k㎡→210k㎡）に併せて、ごみ収集・運搬に要する経費を見直し、単位費用に反映
- 人口密度が低い団体においては、ごみ収集・運搬に要する経費が増加する実情を踏まえ、人口密度に応じた補正を新設

離島の対応（合併団体への影響額：20億円程度）

- 離島であることにより増加する経費のうち、消防費・清掃費に係るものについて、隔遠地補正・属島補正を充実し、離島の団体の需要額を割増し

➢ 上記について、平成27年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映

（第３）国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言について

国民健康保険制度及び高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

１.医療保険制度改革について

（１）国民健康保険制度について

平成２７年５月２９日に公布された「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、国民健康保険の構造的問題に対応し、国民健康保険制度の安定化を図るため、今後も引き続き市町村の意見を十分聞きながら、具体的な調整を行うこと。また、必要な財政支援を行ったうえで、国民健康保険制度の財政基盤の強化を図ること。

あわせて、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

（２）高齢者医療制度について

高齢者医療制度の見直しにあたっては、国民健康保険の負担とならないよう十分検討すると同時に、細部にわたる制度設計の検証及び周知広報、国民の合意を得るための期間や手法などについて、事前に市町村及び関係団体との協議を行うなど、くれぐれも拙速な制度移行とならないよう十分に配慮すること。

（３）低所得者対策について

低所得者対策として保険料(税)の政令減額制度を抜本的に見直し、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。また、平成２２年度から施行された非自発的失業者に係る保険料(税)の軽減及び減免措置については、県や市に負担を負わせるものであるため、全額、国において財政措置を講じるよう早期に見直しを行うこと。

２.当面の措置及び制度運営について

（１）新たな財政措置について

新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、必要な財政措置を講じること。

また、制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等について必要な財

政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。

（２）減額措置の廃止について

各種医療費助成制度等市町村単独事業(現物給付化)の実施に伴う療養給付費等負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

（３）国民健康保険税(料)における賦課・徴収制度について

現行の国民健康保険制度にあっては、保険税(料)は被保険者の住民基本台帳に記載された世帯主に賦課されることから、世帯主以外の被保険者に高額収入がある場合、世帯主の租税負担能力以上の賦課や高額滞納案件に繋がるケースが見受けられる。

税負担の公平性の観点から、収入・財産がある世帯主以外の被保険者からの賦課・徴収ができるような制度改正を行うこと。

３.特定健康診査・特定保健指導について

（１）後期高齢者支援金について

特定健康診査及び特定保健指導実施率に応じた後期高齢者支援金の加算・減算措置を撤廃すること。

（資料 3-1 参照）

（２）助成額の見直しについて

実施に係る費用については実態に応じた助成額に見直すよう事務費を含め適切な助成措置を講じること。

資料3−1

平成25年度　長崎県下保険者別特定健診・特定保健指導実施率

区分 / 保険者	特定健診				特定保健指導					
	対象者	受診者	順位	受診率	対象者	修了者			順位	実施率
						積極的支援	動機付け支援	計		
長崎市	79,898	23,752	21	29.7%	2,404	121	664	785	20	32.7%
佐世保市	45,313	15,749	18	34.8%	1,838	98	952	1,050	7	57.1%
島原市	10,503	4,878	8	46.4%	539	76	218	294	10	54.5%
諫早市	24,899	9,271	17	37.2%	1,080	40	335	375	19	34.7%
大村市	14,377	4,438	20	30.9%	453	57	223	280	3	61.8%
平戸市	7,980	4,335	4	54.3%	575	69	210	279	13	48.5%
松浦市	4,963	1,894	15	38.2%	210	18	101	119	8	56.7%
対馬市	8,884	3,008	19	33.9%	358	33	133	166	16	46.4%
壱岐市	6,748	3,303	5	48.9%	404	40	179	219	11	54.2%
五島市	10,810	4,047	16	37.4%	540	50	229	279	12	51.7%
西海市	6,494	3,110	7	47.9%	339	43	235	278	1	82.0%
雲仙市	11,021	4,725	10	42.9%	564	88	251	339	5	60.1%
南島原市	13,919	6,776	6	48.7%	795	93	397	490	4	61.6%
長与町	6,556	2,738	11	41.8%	277	16	97	113	17	40.8%
時津町	5,012	1,984	12	39.6%	234	13	48	61	21	26.1%
東彼杵町	1,800	985	3	54.7%	103	4	45	49	14	47.6%
川棚町	2,691	1,052	13	39.1%	112	4	39	43	18	38.4%
波佐見町	2,679	1,153	9	43.0%	125	8	82	90	2	72.0%
小値賀町	874	484	2	55.4%	45	4	17	21	15	46.7%
佐々町	2,197	1,289	1	58.7%	132	11	66	77	6	58.3%
新上五島町	5,436	2,088	14	38.4%	206	3	112	115	9	55.8%
市町平均	273,054	101,059		37.0%	11,333	889	4,633	5,522		48.7%

（第４）地域医療保健の充実強化に関する提言について

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

１．地域医療における医師確保対策等について

（１）医師確保対策等について

国においては、平成２７年度予算において医師確保対策として①専門医に関する新たな仕組みの構築に向けた支援、②女性医師が働きやすい環境の整備、③へき地などの保健医療対策の推進などを行うこととしている。

また、医師確保以外にも、看護師・助産師等の医療従事者についても養成・確保を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善が必要視されている。

これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

（資料 4-1 参照）

（２）有床診療所化への支援について

自治体病院・診療所は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域に応じた医療はもとより救急や、民間医療機関による提供が困難な不採算部門の医療を提供していることから経営状況が悪化している。

平成１９年度に国が示した「公立病院改革ガイドライン」においては、公立病院を縮小して診療所化する内容が盛り込まれているが、診療報酬の改定により有床診療所が無床診療所となっている状況にある。有床診療所は、地域医療において不可欠な役割・機能を有しているため、有床診療所化しても運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに、地方交付税所要額を確保すること。

（３）地方交付税所要額等の確保について

自治体病院は救急医療を担っているが、財政的負担が大きいため、自治体病院事業に対する地方交付税所要額を確保すること。

また、病院群輪番制病院は、夜間・休日等の二次救急医療体制を担っており、その医療提供体制整備等のために交付される「医療提供体制推進事業費補助金」について、所要額を確保すること。

さらに、病床の機能分化・連携の促進や在宅医療・介護サービスの充実などを行うための事業は、今後一層必要性が高まることから、「地域における医療及

び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、県が実施する基金事業の財源となる医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金についても、その所要額を確保すること。

２．特定不妊治療について

近年、女性の社会進出による晩婚化に伴い、不妊治療を受ける人が増加している。不妊の原因を突きとめる検査等は医療保険が適用されるが、特定不妊治療は、医療保険の適用外で自己負担は高額を要しているため、医療保険の適用対象とするよう制度を見直すこと。

（資料 4-2 参照）

３．フッ化物洗口に対する新たな制度創設について

こどものむし歯予防に有用な集団フッ化物洗口（うがい）について、国庫補助制度を創設すること。

資料4−1

従業地別医師数・主たる診療科【長崎県医療統計(H24.12.31)より抜粋】

区分	人口(H24.10.1)	医師数(実数)	人口10万対率	うち医療施設従事医師数	内訳					
					診療科目延数	内科	小児科	外科	産婦人科	その他
市計	1,259,591	3,804	302.0	3,631	3,631	747	182	306	130	2,266
長崎市	439,016	1,898	432.3	1,780	1,780	313	78	143	57	1,189
佐世保市	258,520	658	254.5	641	641	123	30	44	24	420
島原市	46,817	111	237.1	108	108	23	3	10	6	66
諫早市	139,901	384	274.5	372	372	85	34	36	12	205
大村市	91,433	349	381.7	343	343	57	20	14	17	235
平戸市	33,604	51	151.8	48	48	25	1	9	0	13
松浦市	24,492	23	93.9	22	22	10	1	4	1	6
対馬市	33,059	56	169.4	54	54	21	5	8	3	17
壱岐市	28,335	37	130.6	36	36	15	4	3	1	13
五島市	39,236	72	183.5	69	69	24	3	8	2	32
西海市	30,331	32	105.5	31	31	14	1	8	0	8
雲仙市	45,953	74	161.0	71	71	18	1	9	4	39
南島原市	48,894	59	120.7	56	56	19	1	10	3	23
町計	148,313	261	176.0	252	253	76	14	28	10	125
長崎県計	1,407,904	4,065	288.7	3,883	3,884	823	196	334	140	2,391
全国		303,268	237.8							

※医師数(実数)は、その他の職業に従事する者及び無職の者を含む

資料4−2

長崎県内における特定不妊治療費助成事業実績（平成26年度）

保健所	市町名	実人数			延件数		
		人数	割合	順位	件数	割合	順位
長崎市	長崎市	238	30.6%	①	378	31.0%	①
佐世保市	佐世保市	138	17.7%	②	217	17.8%	②
西彼	西海市	18	2.3%	⑩	29	2.4%	⑨
	長与町	28	3.6%	⑥	44	3.6%	⑥
	時津町	20	2.6%	⑨	33	2.7%	⑧
県央	諫早市	99	12.7%	③	161	13.2%	③
	大村市	61	7.8%	④	92	7.5%	④
	東彼杵町	5	0.6%	⑯	7	0.6%	⑯
	川棚町	5	0.6%	⑯	7	0.6%	⑯
	波佐見町	5	0.6%	⑯	6	0.5%	⑰
県南	島原市	41	5.3%	⑤	65	5.3%	⑤
	雲仙市	26	3.3%	⑦	41	3.4%	⑦
	南島原市	24	3.1%	⑧	33	2.7%	⑧
県北	平戸市	12	1.5%	⑬	17	1.4%	⑬
	松浦市	14	1.8%	⑪	19	1.6%	⑫
	佐々町	7	0.9%	⑮	14	1.1%	⑭
対馬	対馬市	13	1.7%	⑫	21	1.7%	⑩
壱岐	壱岐市	9	1.2%	⑭	12	1.0%	⑮
五島	五島市	12	1.5%	⑬	20	1.6%	⑪
上五島	小値賀町	1	0.1%	⑱	2	0.2%	⑱
	新上五島町	2	0.3%	⑰	2	0.2%	⑱
	合計	778	100.0%		1220	100.0%	

※申請受付は各保健所が行うため、長崎市と佐世保市以外の市町は本事業の申請書を受理しない。

※負担区分は国：都道府県＝1：1であるが、長崎市は中核市であるため、国：長崎市＝1：1で負担する。

（第５）福祉施策の充実強化に関する提言について

福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

１．保健福祉施策等の充実強化について

（１）乳幼児福祉医療費制度の創設について

各都道府県の要綱等に基づき実施している乳幼児福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。

この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、すべての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設すること。

（２）幼稚園・保育所・認定こども園の所管省庁の一本化について

子ども・子育て支援新制度は、内閣府が中心的役割を担い、各省庁と連携を図りながら推進することとされているが、幼保一元化等の子育て支援施策を効率的かつ速やかに進めるために、幼稚園・保育所・認定こども園に係る所管省庁を一本化すること。

（３）病児・病後児保育事業に係る補助金交付要綱の見直しについて

平成２１年度より、病児・病後児保育事業に係る補助金交付要綱が変更され、これまでの定員に基づく定額補助から利用人数により補助額が変わるように基準の見直しが行われた。

その後、平成２２年度から補助基準額が見直されたが、それでも依然として利用者が少ない施設においては、病児・病後児保育事業の実施が困難となっており、少なくとも平成２０年度までの補助金の額を下回らないように交付要綱の見直しを行うこと。

（４）国民年金被保険者の相談等に対応するための体制整備について

国の責任において相談拠点を新設するとともに年金相談等の業務を行う市町村に必要な情報を提供する体制を継続・充実するなど、国の責務としての執行体制を十分に整備すること。

また、市町村が行う年金業務に変更がある場合は、国は市町村に対し事前に十分な情報提供・協議を緊密に行うこと。

（５）生活保護制度の財源負担について

生活保護に係る財源負担については、憲法に基づき、国が保障する事項であることから、全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による負担増に対し、国庫負担率の引き上げを行うなどの財政措置を講ずること。

（６）未婚の母（父）子世帯の税控除の公平化について

保育料の算定にも影響する所得税等の計算において、公平性の観点から、所得税法及び地方税法の寡婦（夫）控除を未婚の母（父）子世帯の母（父）にも適用すること。

２．障害者福祉施策の充実強化について

（１）自立支援給付の適切な実施について

訪問系サービスについては、実施主体である市町村に多額の超過負担が生じていることから、国庫負担基準を早急に見直し、解消を図ること。

また、個別給付である移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス及びストマ装具給付については、全国一律に保障すべき事業であるため、現行の地域生活支援事業ではなく自立支援給付として実施すること。

（２）地域生活支援事業に係る財政支援の強化について

地域生活支援事業については、市町村の取り組みに必要な財源が確保できるよう財政支援を強化すること。

（資料 5-1 参照）

３．「子ども・子育て支援新制度」施行に係る確実な財源確保について

本年４月に施行された「子ども・子育て支援新制度」は消費税引き上げによる恒久財源の確保を前提とした制度であり、子ども・子育て支援における教育・保育及び地域の子育て支援の質・量の拡充を図るためには、１兆円程度の追加財源が必要とされているが、消費税率の引き上げにより確保する０．７兆円程度以外の０．３兆円程度の確保について、早期に具体的な確保策を示すこと。

また、消費税率１０％への引き上げまでの間、地方に過剰な負担を強いることがないよう、各年度の予算編成において、十分な財源を確保すること。

資料5−1

平成26年度障害者自立支援給付費実績

市 名	事業費負担内訳							負担超過額
	事業費	国 費	負担割合（%）	県 費	負担割合（%）	市 費	負担割合（%）	市の負担率（事業費の1/4）との差額
長崎市	6,946,752,626	3,473,376,312	50.0	1,736,688,154	25.0	1,736,688,160	25.0	3
佐世保市	4,884,141,771	2,442,070,885	50.0	1,221,035,442	25.0	1,221,035,444	25.0	1
島原市	1,115,439,215	557,719,607	50.0	278,859,804	25.0	278,859,804	25.0	0
諫早市	2,755,583,959	1,377,791,979	50.0	688,895,988	25.0	688,895,992	25.0	2
大村市	1,866,049,815	906,868,306	48.6	453,434,152	24.3	505,747,357	27.1	39,234,903
平戸市	957,781,428	478,890,714	50.0	239,445,358	25.0	239,445,356	25.0	−1
松浦市	602,973,497	301,486,748	50.0	150,743,374	25.0	150,743,375	25.0	1
対馬市	694,092,381	340,949,950	49.1	170,474,974	24.6	182,667,457	26.3	9,144,362
壱岐市	592,419,172	290,966,335	49.1	145,483,167	24.6	155,969,670	26.3	7,864,877
五島市	1,040,285,260	520,142,629	50.0	260,071,314	25.0	260,071,317	25.0	2
西海市	728,504,953	358,960,850	49.3	180,484,149	24.8	189,059,954	25.9	6,933,716
雲仙市	1,345,317,824	672,658,912	50.0	336,329,455	25.0	336,329,457	25.0	1
南島原市	1,096,873,089	545,757,753	49.8	273,076,926	24.9	278,038,410	25.3	3,820,138
合 計	24,626,214,990	12,267,640,980	49.8	6,135,022,257	24.9	6,223,551,753	25.3	66,998,005

平成26年度地域生活支援事業実績

市 名	事業費負担内訳							負担超過額※	事業費の内自立支援給付へ要望する事業				
	事業費	国 費	負担割合（%）	県 費	負担割合（%）	市 費	負担割合（%）	市の負担率（事業費の1/4）との差額	計	移動支援事業	日中一時支援事業	訪問入浴サービス	ストマ装具給付
長崎市	340,235,112	131,901,000	38.8	65,950,000	19.4	142,384,112	41.8	57,325,334	204,243,013	101,072,644	22,329,551	8,549,976	72,290,842
佐世保市	152,036,112	62,898,000	41.4	27,351,000	18.0	61,787,112	40.6	23,778,084	98,105,313	9,827,985	18,586,371	8,490,696	61,200,261
島原市	41,881,479	16,138,000	38.5	7,672,000	18.3	18,071,479	43.2	7,601,109	29,752,392	3,653,118	5,972,762	10,144,475	9,982,037
諫早市	85,848,284	34,032,000	39.6	15,453,000	18.0	36,363,284	42.4	14,901,213	50,083,405	12,303,941	10,496,101	250,000	27,033,363
大村市	101,179,705	36,859,000	36.4	18,429,000	18.2	45,891,705	45.4	20,596,779	35,921,568	8,915,662	5,708,682	1,707,420	19,589,804
平戸市	19,033,169	7,722,000	40.6	3,179,000	16.7	8,132,169	42.7	3,373,877	9,691,959	2,673,760	1,069,115	765,000	5,184,084
松浦市	9,503,461	4,126,000	43.4	1,784,000	18.8	3,593,461	37.8	1,217,596	8,230,644	545,500	4,566,318	0	3,118,826
対馬市	46,132,296	18,575,000	40.3	8,988,000	19.5	18,569,296	40.2	7,036,222	40,954,175	22,607,365	9,117,566	1,750,000	7,479,244
壱岐市	70,712,050	28,806,000	40.7	14,092,000	19.9	27,814,050	39.4	10,136,037	62,082,038	23,427,800	32,525,958	1,175,000	4,953,280
五島市	45,442,341	19,513,000	42.9	9,013,000	19.8	16,916,341	37.3	5,555,756	10,217,064	1,325,857	1,995,747	0	6,895,460
西海市	17,791,062	7,661,000	43.1	3,039,000	17.1	7,091,062	39.8	2,643,296	11,932,946	205,300	6,697,628	0	5,030,018
雲仙市	24,827,664	11,277,000	45.4	5,167,000	20.8	8,383,664	33.8	2,176,748	13,813,912	1,639,410	2,388,702	0	9,785,800
南島原市	35,184,277	14,170,000	40.3	6,668,000	19.0	14,346,277	40.7	5,550,208	20,253,301	1,492,224	1,273,472	3,673,750	13,813,855
合 計	989,807,012	393,678,000	39.8	186,785,000	18.9	409,344,012	41.3	161,892,259	595,281,730	189,690,566	122,727,973	36,506,317	246,356,874

※地域生活支援事業の「負担超過額」は、国（50/100）、県（25/100）の補助を基準として算定。

（第６）介護保険制度に関する提言について

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について積極的に検討を加えるよう要請する。

１．第１号被保険者の保険料について

第１号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

（資料 6-1 参照）

２．グループホーム等小規模な事業所の防災体制の拡充について

国において一定の見直しがなされているが、以下の項目について要請する。

（１）事業所の負担を軽減するため、スプリンクラー設備の補助単価の増額を図ること。

資料6−1

長崎県内の介護保険料基準額の状況

	第５期（円）	段階数	第６期（円）	段階数	改定率
長崎市	5,492	8	6,083	9	10.8%
佐世保市	5,822	9	5,722	9	−1.7%
諫早市	4,940	10	5,170	9	4.7%
大村市	4,960	11	5,600	9	12.9%
平戸市	4,683	8	5,580	9	19.2%
松浦市	5,360	10	5,520	9	3.0%
対馬市	5,520	8	5,700	10	3.3%
壱岐市	4,970	6	5,262	9	5.9%
五島市	5,920	10	6,233	9	5.3%
西海市	4,900	6	5,500	9	12.2%
長与町	5,400	10	5,661	9	4.8%
時津町	5,700	9	5,600	9	−1.8%
島原地域広域市町村圏組合	5,375	9	5,791	9	7.7%
平　均	5,311		5,648		6.6%

（第７）生活環境の保全・整備等の充実に関する提言について

生活環境の保全・整備等の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

１．大気汚染の防止対策について

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントが環境基準（0.06ppm）や注意報発令基準（0.12ppm）を超えた濃度で例年観測されており、近年は微小浮遊粒子状物質（PM2.5）等の大気汚染物質も環境基準値を超えた値で観測されている。今後、大陸からの越境汚染により、更なる大気汚染が懸念されるため、早急に原因の究明を行うとともに、国際的な対応も視野に入れた大気汚染対策に取り組むよう強く要請する。

（資料 7-1 参照）

２．九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙岳の火山監視・観測・研究体制の充実強化について

雲仙岳の継続的な監視・観測・研究活動は、災害に強いまちづくりを推進する上で必要不可欠であることから、九州大学地震火山観測研究センターの存置により、雲仙岳における火山監視・観測・研究体制のさらなる充実・強化を図るよう強く要請する。

資料7−1

平成 21 年度の注意報発令基準（0.120ppm）以上の測定状況

測定日時		測定局名（所在市町）	測定値	最高値（時刻）
5 月 8 日	12 時	小佐々（佐世保市）	0.120	0.140（17：00）
	12 時	紐差（平戸市）	0.120	0.133（15：00）
	13 時	俵ヶ浦（佐世保市）	0.121	0.139（17：00）
	13 時	対馬（対馬市）	0.121	0.140（16：00）
	13 時	鹿町（鹿町町）	0.122	0.134（17：00）
	14 時	黒崎中学校（長崎市）	0.124	0.130（17：00）
	14 時	松浦志佐（松浦市）	0.129	0.135（17：00）
	14 時	上志佐（松浦市）	0.120	0.139（18：00）
	14 時	吉井（佐世保市）	0.121	0.133（16：00）
	14 時	壱岐（壱岐市）	0.127	0.136（15：00）
	15 時	雪浦（西海市）	0.120	0.120（15：00）
	15 時	伊佐浦（西海市）	0.122	0.126（16：00）
	15 時	川棚（川棚町）	0.122	0.125（16：00）
	16 時	諫早市役所（諫早市）	0.122	0.122（16：00）
	16 時	小浜（雲仙市）	0.121	0.124（17：00）
	16 時	時津小学校（時津町）	0.125	0.125（16：00）
5 月 9 日	11 時	紐差（平戸市）	0.134	0.134（11：00）
	12 時	対馬（対馬市）	0.123	0.140（14：00）
	13 時	俵ヶ浦（佐世保市）	0.120	0.128（14：00）
	13 時	鹿町（鹿町町）	0.122	0.122（13：00）
	14 時	上志佐（松浦市）	0.121	0.121（14：00）
	15 時	川棚（川棚町）	0.120	0.122（17：00）

平成 22 年度の注意報発令基準（0.120ppm）以上の測定状況

測定日時		測定局名（所在市町）	測定値	最高値（時刻）
5 月 8 日	16 時	紐差（平戸市）	0.121	0.121（16：00）
	16 時	壱岐（壱岐市）	0.137	0.137（16：00）

平成 23 年度の注意報発令基準（0.120ppm）以上の測定状況

測定日時		測定局名（所在市町）	測定値	最高値（時刻）
5 月 16 日	15 時	島原市役所（島原市）	0.121	0.121（14：00）

（注）測定値は 1 時間値。なお、最高値は注意報発令後に観測した最高濃度

PM2.5の1日平均値の推移（平成27年3月）

諫早局

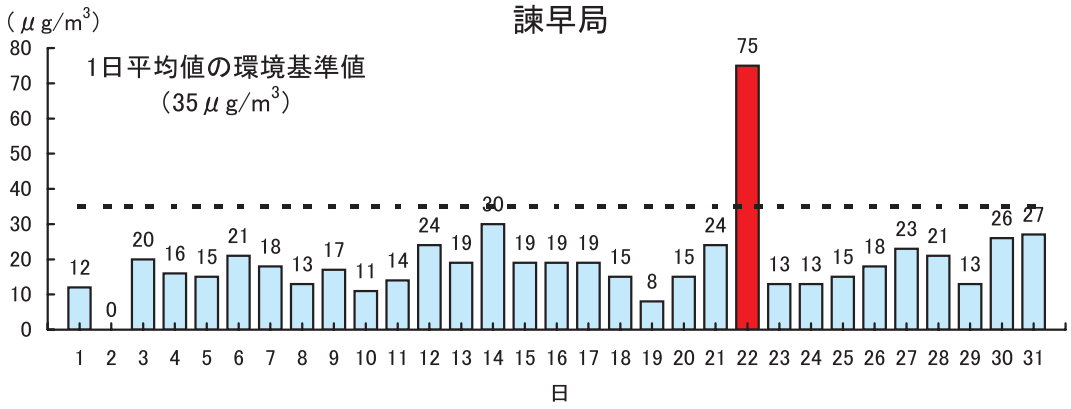

島原局

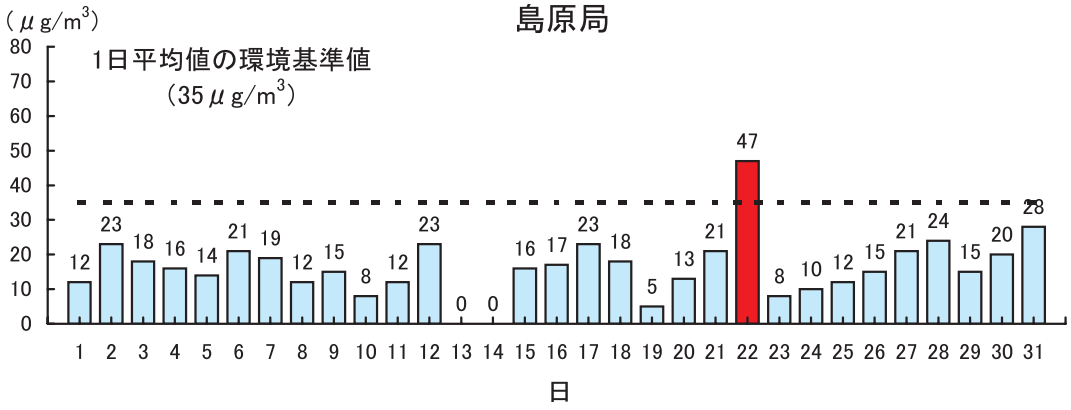

大村局

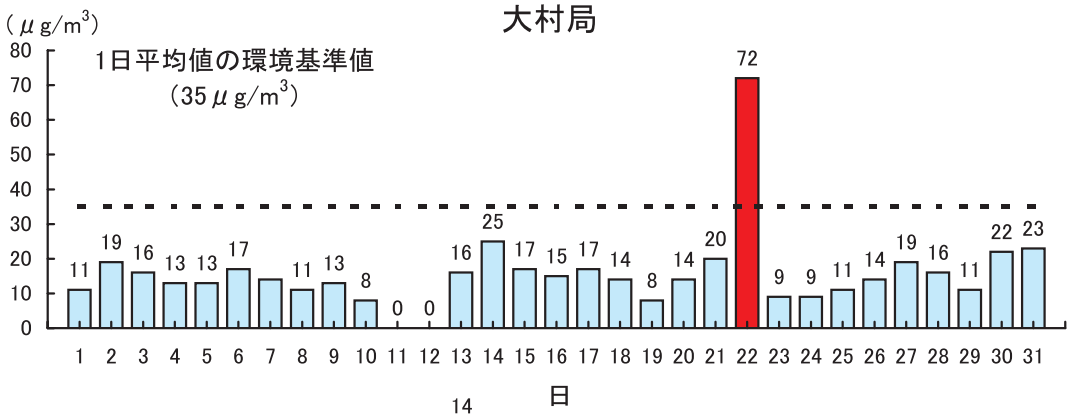

14

川棚局

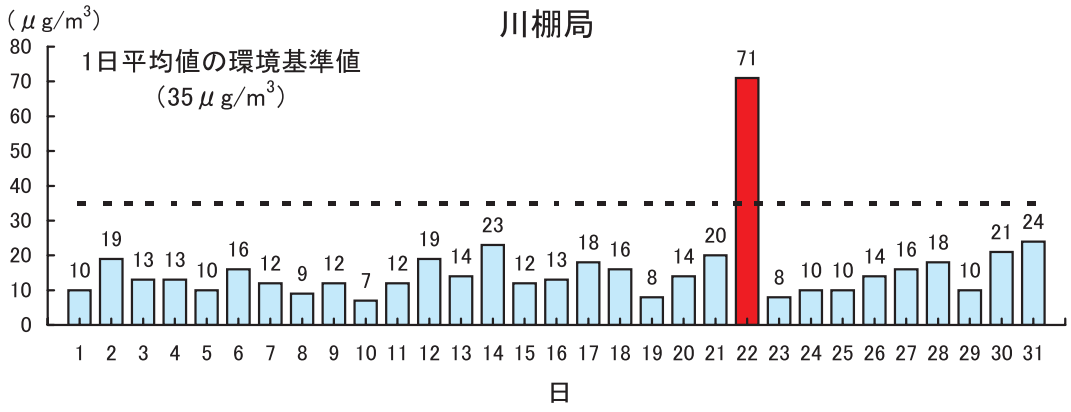

（※）1日平均値の環境基準値を超過した日は、棒の色を赤色にしています。

PM2.5の1日平均値の推移（平成27年3月）

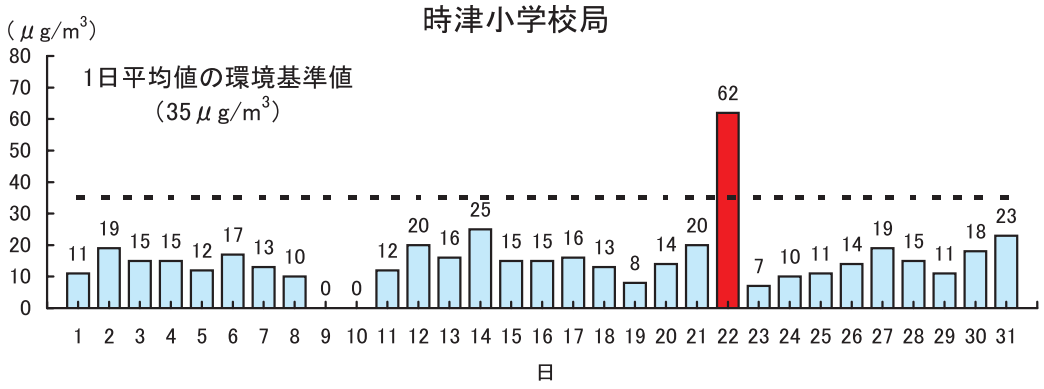

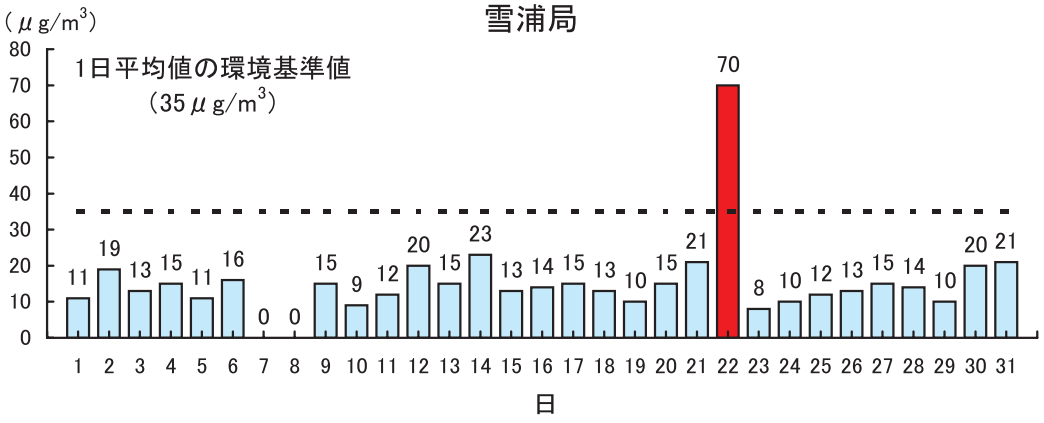

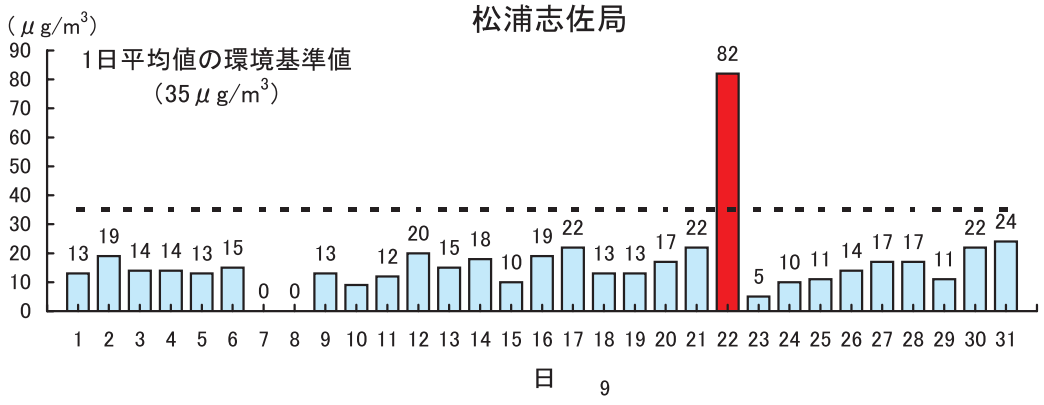

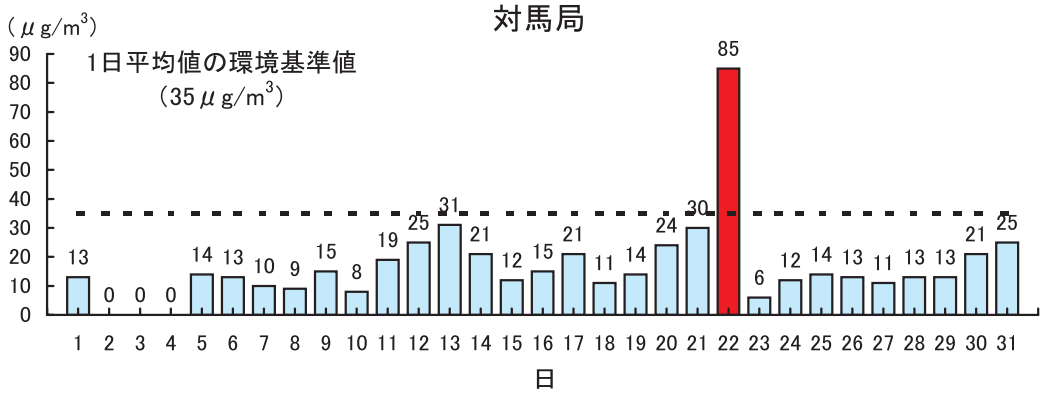

（※）1日平均値の環境基準値を超過した日は、棒の色を赤色にしています。

PM2.5の1日平均値の推移（平成27年3月）

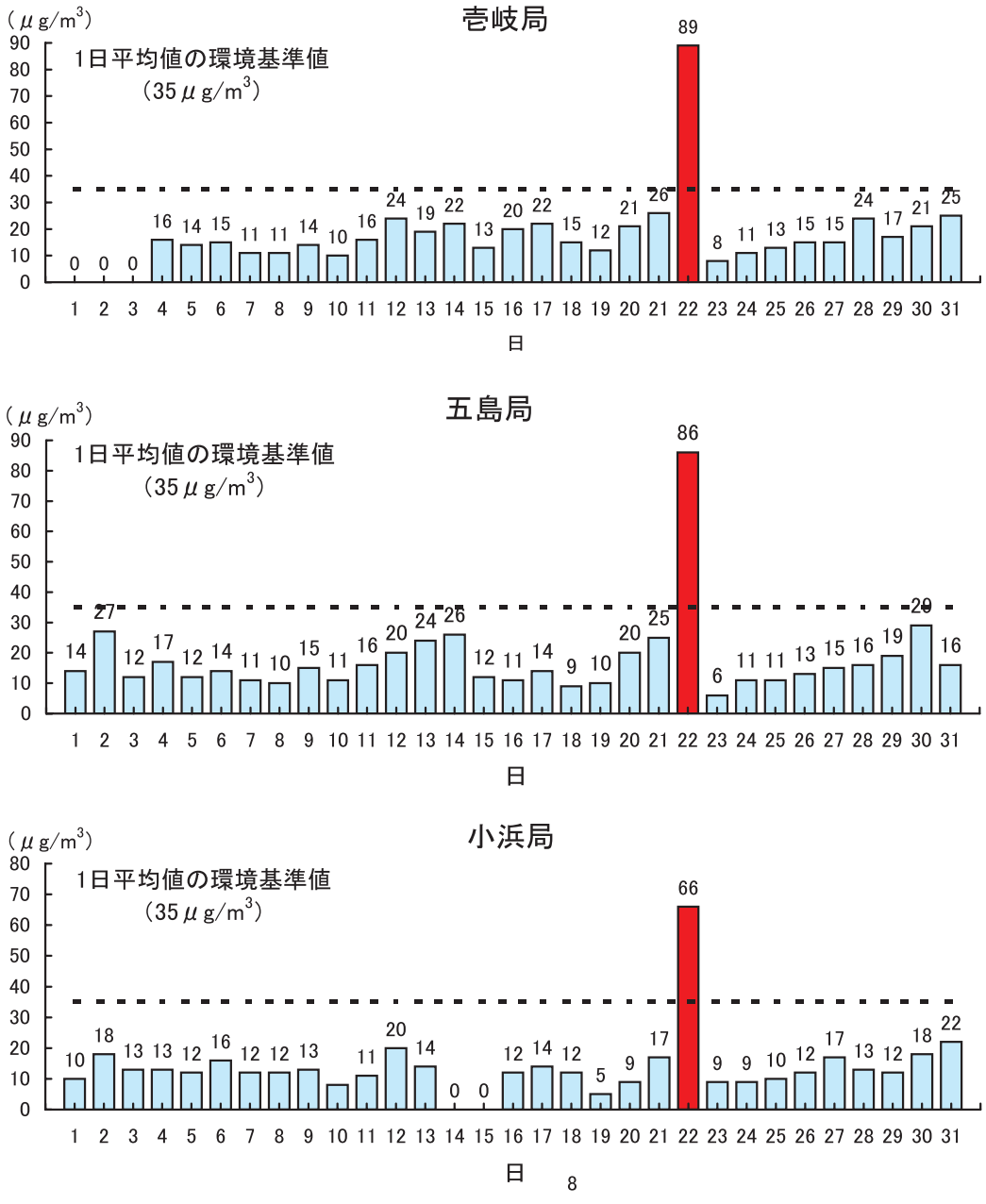

（※）1日平均値の環境基準値を超過した日は、棒の色を赤色にしています。

PM2.5の1日平均値の推移（平成27年3月）

小ヶ倉支所局

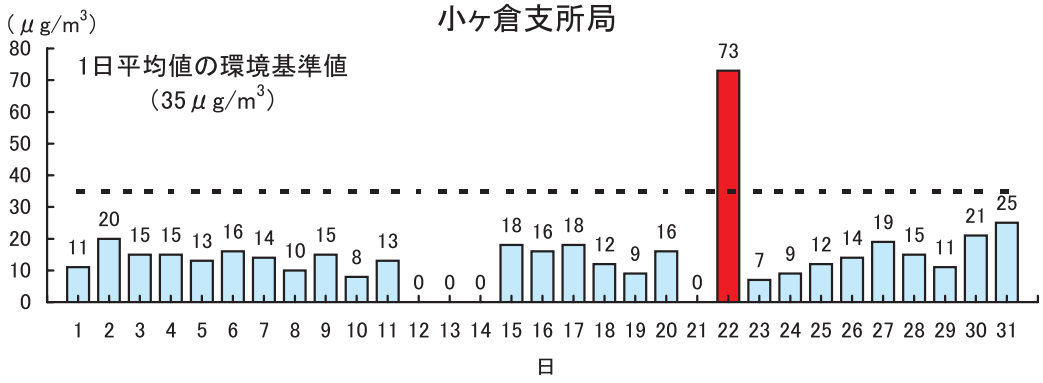

稲佐小学校局

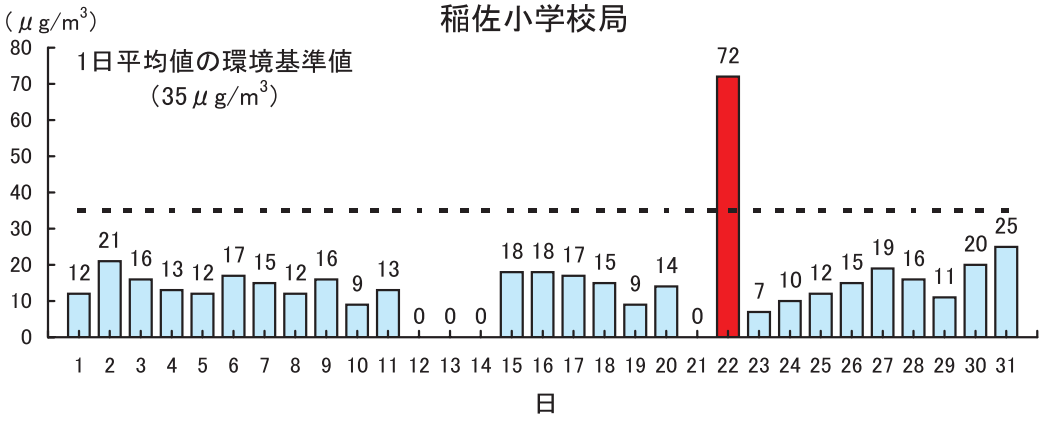

東長崎支所局

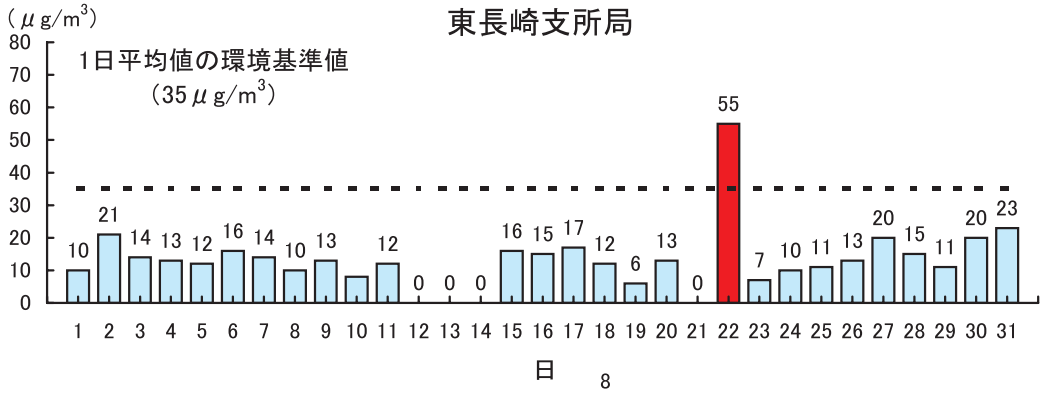

村松局

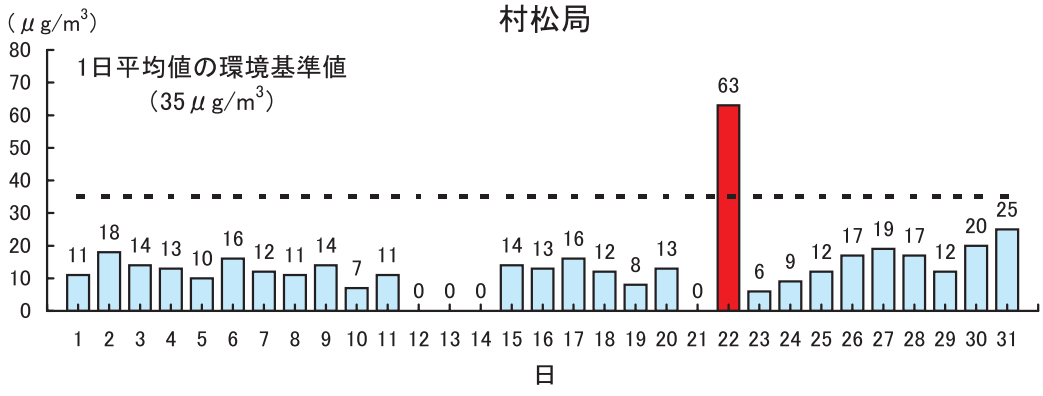

（※）1日平均値の環境基準値を超過した日は、棒の色を赤色にしています。

PM2.5の1日平均値の推移（平成27年3月）

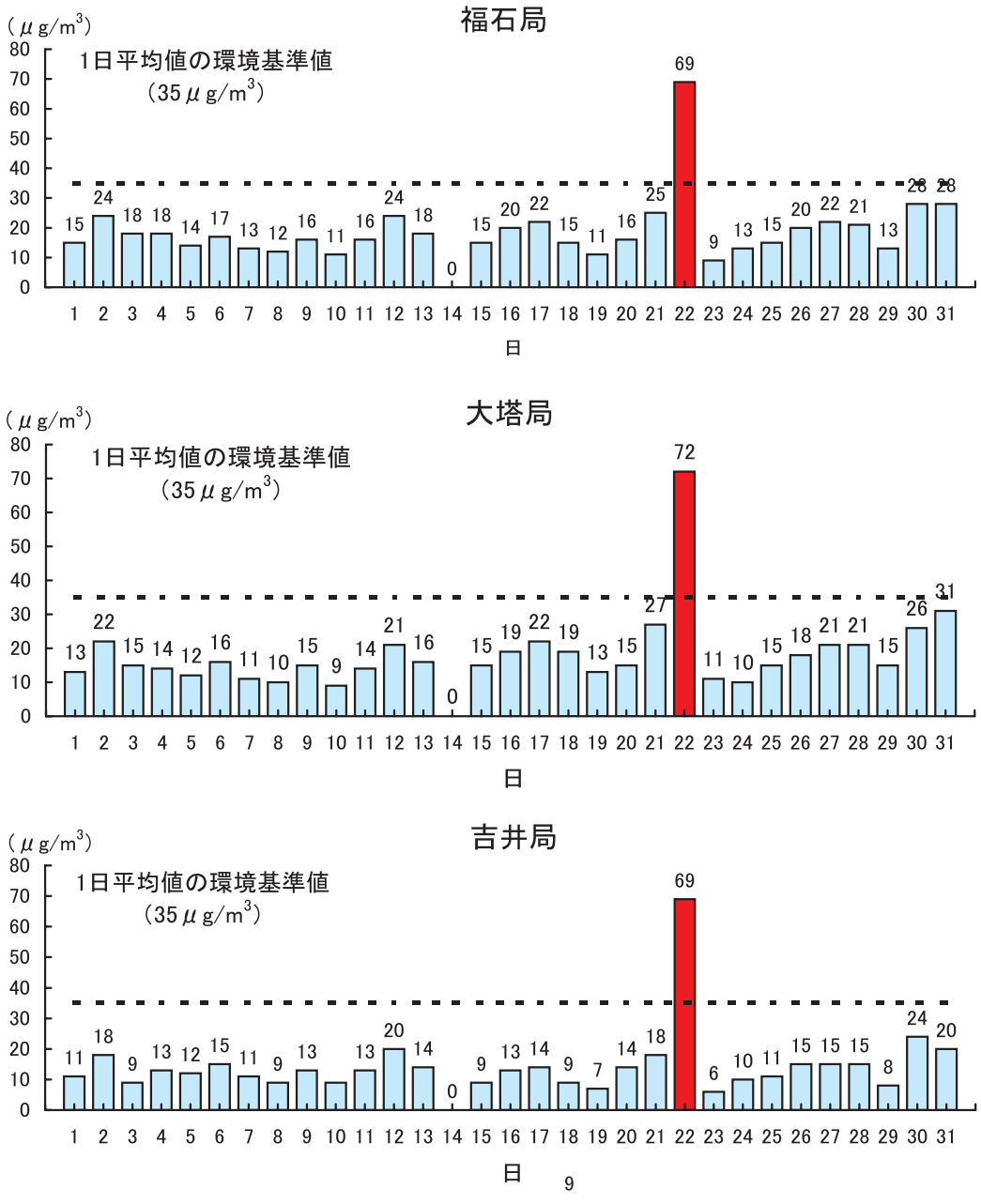

（※）1日平均値の環境基準値を超過した日は、棒の色を赤色にしています。

（第８）九州新幹線等の整備促進に関する提言について

九州新幹線等の整備を促進することにより、九州における一体的な経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

（資料 8-1 参照）

１.九州新幹線西九州ルートの着実な整備について

九州新幹線西九州ルートについては、平成２４年６月に、武雄温泉～長崎間を、標準軌（フル規格）により整備する内容の認可がなされ、現在、用地買収やトンネル・橋梁工事などが進められている。

地元において果たすべき役割については努力を惜しまない所存であるので、次の事項について特段の配慮をすること。

（１）武雄温泉～長崎間の着実な整備を図ること。

（２）フリーゲージトレインの実用化に向けた技術開発の促進を図ること。

（３）肥前山口～武雄温泉間の複線化の着実な整備を図ること。

（４）公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担制度の軽減を図ること。

２.県下幹線鉄道の整備改善について

九州新幹線西九州ルートの整備に際しては、ＪＲ佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、佐世保線の全線複線化など整備改良及び大村線の輸送改善のため次の事項の実現に努めるとともに、これらの財源についても特段の配慮をすること。

（１）フリーゲージトレインの佐世保市への乗り入れを含むＪＲ佐世保線の輸送改善について

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の開業までに、佐世保市へのフリーゲージトレイン乗り入れ実現に向けた佐世保線の整備改良を行うため、その運行が可能となるよう調査及び実証運行等の実施を行うこと。

（２）フル規格新幹線鉄道網への直通運行について

将来、長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときには、佐世保市にもフル規格新幹線鉄道網への直通運行ができるように努めること。

（３）在来線の整備財源について

在来線の整備に対する自治体負担軽減のため、在来幹線の高速化を図る事業

の補助率の嵩上げを行うこと。

３．ＪＲ長崎本線連続立体交差事業の促進について

本事業は、踏切除却による交通混雑の緩和を図るとともに、土地区画整理事業と一体となり長崎駅周辺のまちづくりを進める上で必要不可欠な事業であるため、両事業の整備促進に向け、事業予算確保等に配慮すること。

４．地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について

平成２３年度より「地域公共交通確保維持改善事業」が創設され、地域鉄道の施設整備に対する支援が継続されているが、今後も鉄道施設の整備は不可欠なものである。

そのため、施設整備の補助制度においては、必要な予算を確保され、国の要綱に定める補助率上限での確実な支援並びに国庫補助率の嵩上げ及び地方負担に係る財源措置の拡充等、支援策の充実を図ること。

資料8−1

建　設　費	約 5,000 億円
所要時間 （博多～長崎）	現行（在来特急）：（最速）1 時間 48 分　※50 本中 1 本
	武雄温泉～長崎間を標準軌で整備の場合（国試算） フリーゲージトレイン：1 時間 20 分　※時間短縮効果 28 分

（第９）高速道路網等の整備促進に関する提言について

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

１．道路整備の安定的財源確保について

中央と地方における公共交通機関などの移動格差を十分認識した上で、地方が真に必要とする海路及び道路整備が推進できるように必要な財源の充実強化を図ること。

（資料 9-1 参照）

２．道路網の整備について　**（資料 9-2 参照）**

（１）高規格幹線道路の整備について

①　西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア　松浦佐々道路（松浦ＩＣ（仮称）から佐々ＩＣ）の早期供用開始に向けた事業促進

イ　伊万里松浦道路（伊万里西ＩＣ（仮称）から松浦ＩＣ（仮称））の早期供用開始に向けた事業促進

ウ　相浦中里ＩＣ～佐世保大塔ＩＣの４車線化の早期事業化

②　九州横断自動車道の整備促進

九州横断自動車道長崎大分線は、日本の西端である長崎市と九州北東部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア　長崎ＩＣ～長崎芒塚ＩＣの４車線化の早期事業化

（２）地域高規格道路の整備について

①　島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早ＩＣ間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので次の事項について特段の措置を講じること。

ア　島原市から諫早市間の早期整備、とりわけ島原市有明町から雲仙市吾妻町間の一体的な早期事業化

イ　雲仙市吾妻町から諫早市小野町間の整備区間の早期整備

ウ　諫早市小野町から長野町の調査区間の指定

エ　一般県道諫早外環状線（長野町～貝津町）の早期整備

②　島原天草長島連絡道路（深江～口之津）の早期事業化

③　口之津～愛野間の地域高規格道路の早期整備

④　長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので次の事項について特段の措置を講じること。

ア　西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期実現

（ア）時津町日並から長崎漁港臨港道路（時津町野田）間の早期整備

（イ）西海市西彼町大串から時津町日並間の早期事業化

イ　長崎南北幹線道路（長崎市～時津町）の早期実現

⑤　諫早市と鹿島市間における地域高規格道路の早期整備

⑥　国道２０５号佐世保市～東彼杵町（東彼杵道路）の計画段階評価への早期着手

（３）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

①　一般国道２０５号の早期整備

ア　針尾バイパスの整備促進

イ　現道の改良等

②　一般国道５７号の早期整備

ア　一般国道５７号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ　一般国道５７号愛野・小浜バイパスの早期事業化及び愛野から小浜町までの現道改良による機能強化

③　一般国道３４号の早期整備

ア　大村市与崎～諫早市本野間の早期事業化

イ　大村拡幅の早期完成

ウ　本野入口交差点（下大渡野町）改良事業の早期整備

エ　諫早北バイパスの４車線化

オ　日見バイパスの４車線化の早期事業化

④　一般国道３８２号の整備促進

（４）架橋の実現について

架橋は、地域の経済・文化・医療さらに教育の向上等に不可欠なため次の事項について特段の措置を講じること。

① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進
② 五島連絡橋建設のための調査事業の実施
③ 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の早期実現
④ 松島架橋の早期実現
⑤ 大村湾横断道路構想の推進

（資料 9-3 参照）

３．道路環境の維持管理について

国及び県が管理する道路は、地域間の対流を生み出す広域的な連携を支え、市街地の顔を形成する役割も担っているが、年間を通じた適正な道路環境の確保ができていない状況にあり、地域住民の歩行、車両通行時の障害などの交通安全上の課題や市街地景観上の課題がある。

本県においては、対流促進こそ地方創生の最たる手段であり、島原半島ジオパーク、教会群などの世界遺産登録、統合型リゾート（ＩＲ）誘致などを見据え、来県された観光客に対しおもてなしの心を持った道路空間を確保するため、年間を通じ定期的な除草や剪定を実施すること。

４.港湾の整備促進について

港湾は、産業活動・生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化、産業再生、観光振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠であるため、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）

５．所有者の所在の把握が難しい土地への対応について

現在、我々地方自治体は、公共事業（特に道路事業等）を実施する際に、所有者の所在の把握が難しい土地等の用地取得が難航し、事業進捗の大きな障壁となっている事例が多くある。

こうした中、国土交通省においても、国土に関する基本施策である「国土のグランドデザイン２０５０」に関連して、「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会」が設置され、「所有者の所在の把握が難しい土地」の現状、課題について整理した上で、所有者の探索手法やこのような土地の利活用

等、現場における対応の進展を支援するための総合的な方策について、分野横断的に検討がなされているところである。

国においては、こうした、用地取得の難航が事業進捗の障壁となっている地方自治体の問題を早急に解決すべく、関係省庁が連携し、あらゆる角度から検討の上、「所有者の所在の把握が難しい土地」への適正な対応策について、早期に結論を得ること。

資料9−1

○道路整備の状況

【単位：%】

		一般国道	都道府県道	市町村道	一般道路計
長崎県	整備率	58.4	56.7	47.4	48.9
	改良率	91	60.7	47.4	51.0
全　国	整備率	66.9	57.6	57.9	58.3
	改良率	92.3	69.3	57.9	60.7

※道路統計年報より(平成26年4月1日現在)

○道路関係経費の状況

【単位：千円】

市名	経費		差	
	24年度(A)	25年度(B)	(B)−(A)	(B)/(A)
長崎市	16,697,937	15,941,012	−756,925	95.5%
佐世保市	6,206,365	6,299,800	93,435	101.5%
島原市	1,238,037	1,139,921	−98,116	92.1%
諫早市	4,474,432	5,251,863	777,431	117.4%
大村市	7,894,348	2,809,481	−5,084,867	35.6%
平戸市	2,378,972	2,586,742	207,770	108.7%
松浦市	1,285,767	1,134,378	−151,389	88.2%
対馬市	2,875,153	1,577,101	−1,298,052	54.9%
壱岐市	1,666,267	2,160,902	494,635	129.7%
五島市	2,472,573	2,216,266	−256,307	89.6%
西海市	1,375,443	3,185,282	1,809,839	231.6%
雲仙市	856,595	690,213	−166,382	80.6%
南島原市	3,155,047	3,340,081	185,034	105.9%
合　計	52,576,936	48,333,042	−4,243,894	91.90%

※平成24・25年度地方財政状況調査(表番号70)より

資料9−2

長崎、西彼杵、佐世保地域
指方IC
小迎IC
大串IC
地域高規格道路　西彼杵道路
松島架橋
長崎市琴海町
時津町
時津町
長崎南北幹線道路
長崎市松山町
一般国道34号　日見バイパス
長崎市
長崎土木事務所
芒塚IC
一般国道202号福田バイパス
4車線化の早期事業化
長崎IC
幸田IC
新戸町IC
一般国道499号の整備促進
長崎外環状線
主要地方道野母崎・宿線の整備促進
凡　例
供用中
整備区間
調査区間
その他区間
要望路線

県 北 地 域
凡 例
供用中
整備区間
その他区間
伊万里松浦道路
全体延長 L=17.200m
長崎県内 L=7.100m
松浦佐々道路
田平土木事務所
松浦IC（仮）
伊万里西IC（仮）
伊万里市
平戸市
江迎町
鹿町町
佐々町
佐々IC
一般国道497号　西九州自動車道
県北振興局
佐世保市
武雄佐世保道路
武雄JCT
相浦中里IC
4車線化
大塔IC

県央県北地域
凡例
候補路線
要望路線
整備区間
県北振興局
佐世保市
大塔IC
佐世保市大塔町
針尾バイパス
佐世保市南風崎町
地域高規格道路　東彼杵道路
東彼杵IC
東彼杵町江頭交差点
一般国道205号の整備
西海市
土木事務所
松島架橋
都市計画道路池田沖田線
一般国道34号　大村市与崎～諫早市本野
大村市杭出津一丁目
一般国道34号　本野入口交差点
一般県道諫早外環状線（国道207号から国道34号）
一般国道34号　大村拡幅
大村市久原二丁目
諫早土木事務所
諫早北バイパス
地域高規格道路　要望区間
諫早市から鹿島市
佐瀬地区
木床工区
諫早IC
長野IC（仮）
諫早市
一般県道諫早外環状線
武雄伊世保道路
武雄JCT
長崎自動車道
東彼杵
鹿島市
嬉野町
川内町
時津町
長崎市

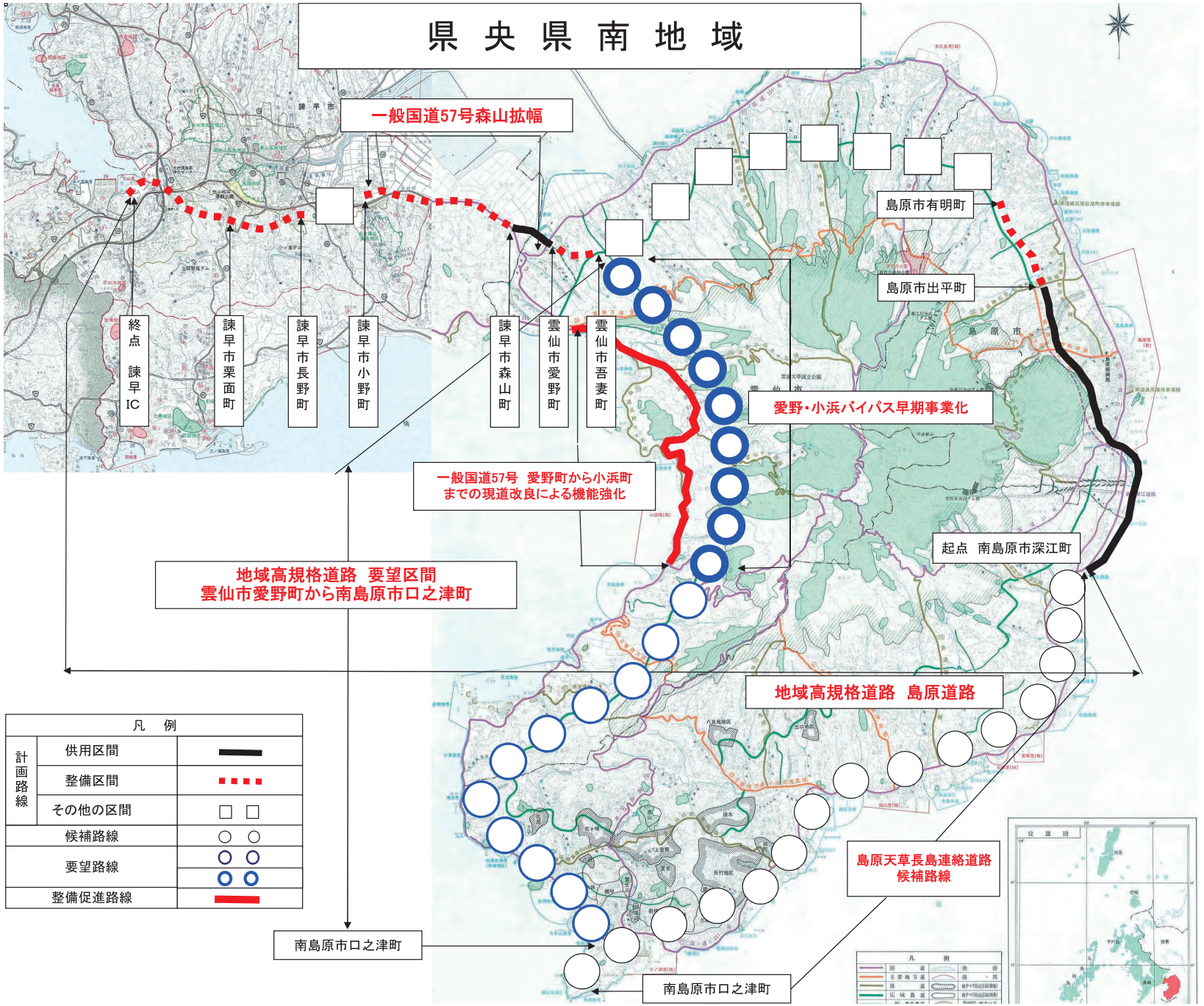
県央県南地域
一般国道57号森山拡幅
諫早市
終点 諫早IC
諫早市栗面町
諫早市長野町
諫早市小野町
諫早市森山町
雲仙市愛野町
雲仙市吾妻町
島原市有明町
島原市出平町
島原市
雲仙市
愛野・小浜バイパス早期事業化
一般国道57号 愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化
起点 南島原市深江町
地域高規格道路 要望区間
雲仙市愛野町から南島原市口之津町
地域高規格道路 島原道路
島原天草長島連絡道路
候補路線
南島原市口之津町
南島原市口之津町
凡 例
計画路線
供用区間
整備区間
その他の区間
候補路線
要望路線
整備促進路線
位置図

壱岐・対馬地域

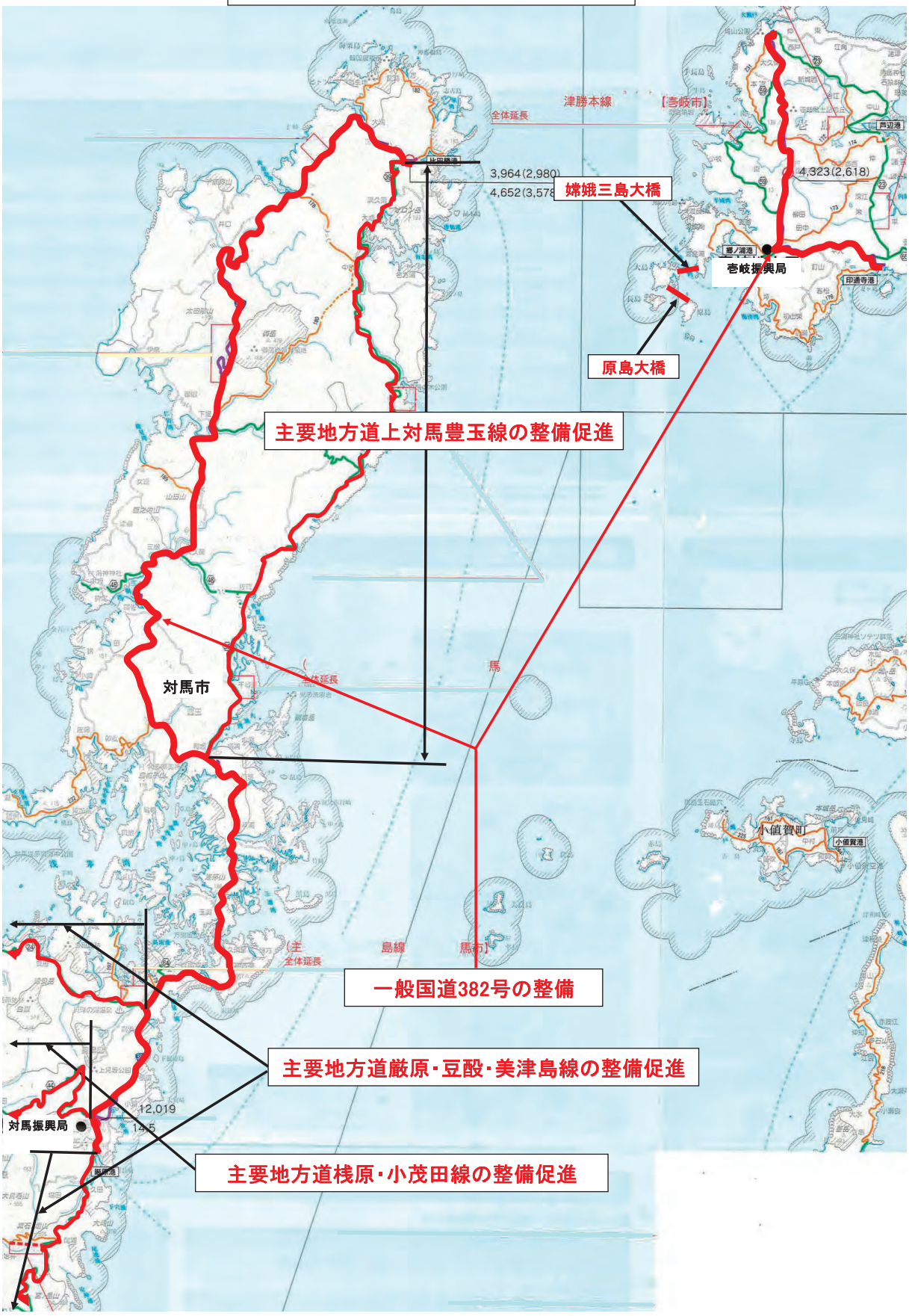
津勝本線
【壱岐市】
全体延長
3,964(2,980)
4,652(3,578)
4,323(2,618)
嫦娥三島大橋
壱岐振興局
印通寺港
原島大橋
主要地方道上対馬豊玉線の整備促進
対馬市
小値賀町
小値賀港
一般国道382号の整備
主要地方道厳原・豆酘・美津島線の整備促進
12,019
14.5
対馬振興局
主要地方道桟原・小茂田線の整備促進

資料9−3

長崎県県央振興局農林部管内図
佐世保市
ハウステンボス
波佐見町
波佐見焼
川棚町
川棚くじゃく住
西海市
西海橋
東彼杵町
東そのぎ茶畑
大村市
長崎空港
時津町
時津町ペーロン船
長与町
長与町みかん畑
諫早市
諫早市のそみ公園の眺望
長崎市
【大村湾の概要】
・沿岸延長　３６０km
・湾の面積　３２０k㎡（約南北２６km、東西１１km）
・水深　平均１４．８m（最大５４m）
・流水人口　1,000,392人
※長崎県市町村別年齢別推計人口（H26年6月現在）
・島の数　５８（０．１ha以上のもの）

（第１０）農林水産業の振興に関する提言について

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

１．農業の振興対策について

（１）経営所得安定対策について

集落営農の組織化には、地域農業を支える中心的政策である経営所得安定対策の制度拡充は有効な取り組みである。

同対策は、水田地帯では水稲の自発的減産や飼料米・地域特産品野菜等の転作、畑地帯では国の戦略産物である麦・そば・大豆等の作付けに助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会が実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

国においては、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図ること。

（２）農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

（３）農業災害補償制度における国庫負担について

農業を取り巻く情勢は、消費の低迷により価格が低下するなど、依然として大変厳しい状況にあることに加え、近年、地球温暖化・局地的豪雨など異常気象による農作物の被害、イノシシ等による鳥獣被害も年々増加しているため、農業共済掛金の国庫負担割合を現状のまま堅持すること。

（資料 10-1 参照）

（４）農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後１０年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

（５）離島における農業災害の限度額について

離島における災害復旧費は本土地域と比較すると割高で､限度額を超えやすく、復旧に掛かる農家負担が大きくなりやすいため、農地の災害復旧に支障をきたしており、離島の農地保全を図るため、農地災害の傾斜度別１アール当たり事業費の見直しを図ること。

（６）燃油高騰対策の強化について

現在、特例として措置されている農林漁業用Ａ重油に係る石油石炭税の免税・還付措置及び農林漁業用軽油引取税の免税措置については、農林漁業者の税負担軽減による経営の安定化を図るため､恒久的な制度とすること｡併せて、漁業経営セーフティネット構築事業及び施設園芸セーフティネット構築事業の補てん金に係る国と生産者の負担割合については、一律３：１に見直したうえで、事業を継続すること。

２．ＴＰＰ参加への慎重な対応について

ＴＰＰ交渉については、現在、予断を許さない厳しい局面状況下にあり、今後の国内農林水産業に影響を及ぼす可能性がある。

交渉に当たっては、あくまで国益の視点に立って、国民に対する詳細な情報開示と十分な議論を尽くし、結論を得ていくことが必要であり、国民的な合意を得た上で、慎重に判断すること。

さらに、農林水産関連施策の一層の充実を図り、持続可能な力強い農林水産業を確立すること。

３.水産業の振興対策について

（１）トラフグ養殖業の保護について

近年、フグ食が禁止されている中国から輸入される安価な養殖トラフグの供給過剰に伴い国産トラフグの価格下落を招いてきた。現在、ピーク時の輸入量から大幅に減少はしているものの、依然として国産養殖トラフグの価格に影響を及ぼしておりトラフグ生産者にとって厳しい状況は続いている。こうした状況を踏まえ、国内のトラフグ養殖業を保護するため、中国でのフグ食の解禁を働きかけ、中国国内におけるフグの消費拡大につなげること。併せて、フグの輸出促進への支援を行い、養殖業者の経営安定を図ること。

（２）放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念される

ため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化
② 漁船登録時における廃船処理に関する費用預託や誓約書の提出
③ 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認
④ 日本小型船舶検査機構と自治体との情報共有化の構築
⑤ 船舶購入時における登録制度の強化（係船許可証明、所有後の船舶売買の報告義務等）

（資料 10-2 参照）

（３）漁業就業者対策の充実について

「漁業就業者確保・育成対策事業」の新規漁業就業者研修期間終了後は、漁船取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくないことから、新規漁業就業者へ期限を定めた給付金（経営開始型）の支援制度を創設すること。

資料10-1

平成26年度　長崎県市町別イノシシ被害額一覧（上位順）

【単位　金額：千円　被害面積：ha 被害量：t】

順位	市町名	金額	被害面積	被害量
1	長崎市	29,953	113.2	128
2	諫早市	28,384	27.4	159
3	南島原市	27,254	39.5	220
4	佐世保市	20,570	36.1	171
5	平戸市	20,076	17.0	295
6	長与町	12,507	6.1	78
7	対馬市	9,266	6.8	56
8	西海市	8,075	22.1	49
9	大村市	6,992	14.1	63
10	松浦市	6,353	13.8	56
11	雲仙市	6,030	5.9	140
12	東彼杵町	4,016	4.4	17
13	波佐見町	3,655	6.9	18
14	佐々町	3,576	3.0	19
15	小値賀町	1,897	2.2	70
16	川棚町	1,655	2.4	7
17	島原市	1,607	2.0	13
18	新上五島	584	0.4	7
19	時津町	569	1.3	3
20	壱岐市	10	0.0	0
21	五島市	0	0.0	0
合計		193,029	324.4	1,568

【取扱注意】※速報値のため今後変更の可能性あり

資料10−2

放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況（漁港区域内）（H27．6．8調査）

長崎市	６隻
佐世保市	５７隻
諫早市	0隻
大村市	0隻
対馬市	0隻
壱岐市	２６隻
平戸市	３８隻
松浦市	２７隻
五島市	６３隻
西海市	0隻
島原市	0隻
南島原市	２３隻
雲仙市	２９隻

（第１１）地域経済の活性化に関する提言について

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

１.企業立地促進のための支援措置について

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加すること。

（資料 11-1 参照）

２．九州地方整備局雲仙復興事務所による雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊影響に関する技術的検討の実施と同事務所の存続について

（１）対策の検討について

雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策検討委員会における検討結果をふまえ、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた「減災」の視点に立った対策の強化とともに、今なお微動している溶岩ドームの崩壊に関し、雲仙復興事務所の高度な技術力を駆使しさらなる検討を実施すること。

（２）防災監視・観測体制の強化・存続について

土石流及び溶岩ドーム崩壊に対する地元住民の懸念が払拭されない中、雲仙復興事務所を国の出先機関原則廃止の対象とはせず、地域住民の生命・財産を守るため、同事務所の防災監視・観測体制をさらに強化し存続させること。

１.「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（通称：企業立地促進法）」(平成１９年６月１１日施行)に基づく基本計画の同意状況

①九州広域地域産業活性化基本計画（平成２３年８月２９日同意）
九州全域の 188 市町村（うち長崎県 21 市町）

Ⅰ 長崎県県北地域基本計画（平成１９年１０月１７日同意）
Ⅱ 長崎県県央地域基本計画（平成１９年１２月２０日同意）
Ⅲ 長崎地域基本計画（平成２０年３月２５日同意）
Ⅳ 島原地域基本計画（平成２０年３月２５日同意）

⇩

②長崎県基本計画（平成２５年４月１日同意）
長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町

⇩

Ⅴ 対馬・壱岐・五島地域基本計画（平成２０年６月１６日同意）

⇩

③長崎県基本計画（平成２６年４月１日同意）
長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町

2. 地方交付税に関する特別措置

①普通交付税の課税免除等に対する減収補てん措置
固定資産税、不動産取得税を課税免除等した自治体に対し、減収分を普通交付税で補てん。

②企業立地促進のための経費に対する特別交付税措置
企業立地に伴う地方税収の一部について、企業立地支援のための財政需要として特別交付税を交付。

3. 措置の対象となる施設に係る取得価格要件

『承認企業立地計画に基づき取得した施設における家屋又は**構築物を構成する減価償却資産**及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価格』

機械及び装置が補てんの対象にならない！